介護サービス事業者自主点検表

（令和3年１２月版）

看護小規模多機能型居宅介護

|  |  |
| --- | --- |
| 　事業所番号 |  |
| 　事業所の名称 |  |
| 　事業所の所在地 |  |
| 　電話番号 |  |
| 　法人の名称 |  |
| 　法人の代表者名 |  |
| 　管理者名 |  |
| 主な記入者 職・氏名 |  |
| 　記入年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| （実施指導日） | 令和　　年　　月　　日 |

|  |
| --- |
| **甲府市 福祉保健部 指導監査課****〒400-8585　甲府市丸の内１－１８－１****甲府市役所　本庁舎３F　⑬窓口****TEL：055(223)7056　FAX：055(228)4889****e-mail：fkansa@city.kofu.lg.jp** |

介護サービス事業者自主点検表の作成について

１　趣　旨

　　　この自主点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

２　実施方法

①　　定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。

②　　記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に〇印をしてください。なお該当するものがなければ「該当なし」の部分に〇印（もしくは「なし」と記入）をしてください。

③　　点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」に〇印をしてください。

④　　各項目の文中の、単に「以下同じ」「以下〇〇という。」との記載がある場合には、当該項目内にて同じ、または○○であるということを示しています。

⑤　　アンダーラインが引いてある部分は、原則としてH30年度改正に係る部分です。

⑥　　複数の職員で検討のうえ点検してください。

⑦　　点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。

３　根拠法令等

　　　根拠法令の欄は下記を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 条例 | 甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年甲府市条例第41号） |
| 法 | 介護保険法（平成9年法律第123号） |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） |
| 高齢者虐待防止法 | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号） |
| 平18厚労令34 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号） |
| 平18-0331004 | 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号･老振発第0331004号･老老発第0331004号) |
| 平24厚労告113 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年3月13日厚生労働省告示第113号） |
| 平24-0316-2 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日付け老高発0316第2号・老振発0316第2号・老老発0316第6号） |
| 平17厚労告419 | 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号） |
| 平12老企54 | 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号） |
| 平12老企75・老健122 | 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日老振第75号・老健第122号） |
| 平18厚労告126 | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号） |
| 留意事項 | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号） |
| 平27厚労告94 | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号） |
| 平27厚労告95 | 厚生労働大臣が定める基準　（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号） |
| 平27厚労告96 | 厚生労働大臣が定める施設基準　（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号） |
| 平24厚労告120 | 厚生労働大臣が定める地域　（平成24年3月13日厚生労働省告示第120号） |
| 令3厚労令9 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号） |
| 平12厚労告27 | 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法　（平成12年2月10日　厚生省告示第27号） |
| 平17厚労告419 | 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号） |
| 平12老企54 | 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日付け老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平12老振75・老健122 | 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日付け老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連名通知） |
| 平13老発155 | 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年4月6日厚生省老健局長通知） |

介護サービス事業者自主点検表　目次

| 項目 | 内　　容 | 市確認欄 |
| --- | --- | --- |
| 第１ | 基本方針 |  |
| 1 | 一般原則 |  |
| 2 | 基本方針 |  |
| 第２ | 人員に関する基準 |  |
| 3 | 用語の定義 |  |
| 4 | 従業者の員数等 |  |
| 5 | 管理者 |  |
| 6 | 代表者 |  |
| 7 | サテライト事業所 |  |
| 第３ | 設備に関する基準 |  |
| 8 | 登録定員及び利用定員 |  |
| 9 | 設備及び備品等 |  |
| 第４ | 運営に関する基準 |  |
| 10 | 内容及び手続の説明及び同意 |  |
| 11 | 提供拒否の禁止 |  |
| 12 | サービス提供困難時の対応 |  |
| 13 | 受給資格等の確認 |  |
| 14 | 要介護認定の申請に係る援助 |  |
| 15 | 心身の状況等の把握 |  |
| 16 | 居宅サービス事業者等との連携 |  |
| 17 | 身分を証する書類の携行 |  |
| 18 | サービスの提供の記録 |  |
| 19 | 利用料等の受領 |  |
| 20 | 保険給付の請求のための証明書の交付 |  |
| 21 | 指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針 |  |
| 22 | 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 |  |
| 23 | 身体的拘束等の禁止 |  |
| 24 | 主治の医師との関係 |  |
| 25 | 居宅サービス計画の作成 |  |
| 26 | 法定代理受領サービスに係る報告 |  |
| 27 | 利用者に対する居宅サービス計画（介護予防サービス計画）等の書類の交付 |  |
| 28 | 看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成 |  |
| 29 | 喀痰吸引等について |  |
| 30 | 介護等 |  |
| 31 | 社会生活上の便宜の提供等 |  |
| 32 | 利用者に関する市への通知 |  |
| 33 | 緊急時等の対応 |  |
| 34 | 管理者の責務 |  |
| 35 | 運営規程 |  |
| 36 | 勤務体制の確保等 |  |
| 37 | 業務継続計画の策定等 |  |
| 38 | 定員の遵守 |  |
| 39 | 非常災害対策 |  |
| 40 | 協力医療機関等 |  |
| 41 | 衛生管理等 |  |
| 42 | 掲示 |  |
| 43 | 秘密保持等 |  |
| 44 | 広告 |  |
| 45 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 |  |
| 46 | 苦情処理 |  |
| 47 | 調査への協力等 |  |
| 48 | 地域との連携等 |  |
| 49 | 居住機能を担う併設施設等への入居 |  |
| 50 | 事故発生時の対応 |  |
| 51 | 虐待の防止 |  |
| 52 | 会計の区分 |  |
| 53 | 記録の整備 |  |
| 第５ | 変更の届出等 |  |
| 54 | 変更の届出等 |  |
| 第６ | 介護給付費関係 |  |
| 55 | 基本的事項 |  |
| 56 | サービス種類相互の算定関係 |  |
| 57 | 基本報酬の算定 |  |
| 58 | 人員基準欠如減算 |  |
| 59 | 定員超過利用による減算 |  |
| 60 | 短期利用居宅介護費 |  |
| 61 | サービス提供が過少である場合の減算 |  |
| 62 | サテライト体制未整備減算 |  |
| 63 | 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算 |  |
| 64 | 中山間地域等における看護小規模事業所加算 |  |
| 65 | 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 |  |
| 66 | 訪問看護体制減算 |  |
| 67 | 末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 |  |
| 68 | 特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 |  |
| 69 | 初期加算 |  |
| 70 | 認知症加算 |  |
| 71 | 認知症行動・心理症状緊急対応加算 |  |
| 72 | 若年性認知症利用者受入加算 |  |
| 73 | 栄養アセスメント加算 |  |
| 74 | 栄養改善加算 |  |
| 75 | 口腔・栄養スクリーニング加算 |  |
| 76 | 口腔機能向上加算 |  |
| 77 | 退院時共同指導加算 |  |
| 78 | 緊急時訪問看護加算 |  |
| 79 | 特別管理加算 |  |
| 80 | ターミナルケア加算 |  |
| 81 | 看護体制強化加算 |  |
| 82 | 訪問体制強化加算 |  |
| 83 | 総合マネジメント体制強化加算 |  |
| 84 | 褥瘡マネジメント加算 |  |
| 85 | 排せつ支援加算 |  |
| 86 | 科学的介護推進体制加算 |  |
| 87 | サービス提供体制強化加算 |  |
| 88 | 介護職員処遇改善加算 |  |
| 89 | 介護職員等特定処遇改善加算 |  |
| 第８ | その他 |  |
| 90 | 介護サービス情報の公表 |  |

| 項　目 | 確　　認　　事　　項 | 点　検 | 根拠法令 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針 |
| 1　一般原則 | ①　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第１項平18厚労令34第3条 |
|  | ②　事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第2項 |
| （高齢者虐待の防止） | ③　利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第3項 |
|  | ④　事業所の従業者は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法第5条 |
|  | 【養護者（養介護施設従事者等）による高齢者虐待に該当する行為】ア　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。イ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。（高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。）ウ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。エ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。オ　養護者又は高齢者の親族が（要介護施設従事者等が）当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 |  | 高齢者虐待防止法第2条 |
|  | ⑤　高齢者虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村に通報していますか。 | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法第7条、第21条 |
|  | ⑥　高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法第20条 |
|  | ⑦　サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第4項 |
|  | ※　介護保険等関連情報の活用とＰＤＣＡサイクルの推進についてサービスの提供に当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととされています。この場合において、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ：Long-term careInformation system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。 |  | 平18-0331004号準用第3の一の4(1) |
|  | ⑧　暴力団員又は暴力団員でなくなってから５年を経過していない者が、役員等（法第70条第２項第６号に規定する役員等をいう。）になっていませんか。 | はい・いいえ | 条例第4条【独自基準（市）】 |
| 2　基本方針 | 事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。 | はい・いいえ | 条例第191条平18厚労令36第170条 |
|  | 〔看護小規模多機能型居宅介護の基本方針〕訪問看護の基本方針及び小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。 |
|  | ※　小規模多機能型居宅介護の基本方針小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 |  | 条例第82条平18厚労令36第62条 |
|  | ※ 訪問看護の基本方針訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 |  | 甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第67条 |
| 第２　人員に関する基準 |
|  3 用語の定義 | 【「常勤」（用語の定義）】当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を３０時間として取り扱うことが可能です。また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、１の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。また、人員基準においては常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法第６５条に規定する産前産後休暇、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業、同条第２号に規定する介護休業、同法第２３条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第２４条第１項（第２号に係る部分に限ります。）の規定により、同条第２号に規定する育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。 |  | 平18-0331004号第2の二の(3) |
|  | ※　併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤と扱われるのは、管理者（施設長）のような直接処遇等を行わない業務で、「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」といった但し書きがあるものに限ります。　　同時並行的に行うことができない直接処遇等を行う（看護、介護、機能訓練、相談業務など）は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。 |  |  |
|  | 【「常勤換算方法」（用語の定義）】当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定認知症対応型共同生活介護事業所と指定小規模多機能型居宅介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が双方を兼務する場合、指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の勤務延時間数には、指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものです。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第１３条第１項に規定する母性健康管理措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第２３条第１項、同条第３項又は同法第２４条に規定する育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、３０時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことが可能です。 |  | 平18-0331004号第2の二の(1) |
|  | 【「勤務時間数」(用語の定義)】勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とします。なお、従業者１人につき勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。 |  | 平18-0331004号第2の二の(2) |
|  | 【「専ら従事する・専ら提供にあたる」（用語の定義）】原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 |  | 平18-0331004号第2の二の(4) |
|  | 【「前年度の平均値」（用語の定義）】　 「前年度の平均値」は当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年３月３１日をもって終わる年度とする。）の平均を使用します。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とします。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第２位以下を切り上げるものとします。 |  | 平18-0331004号第2の二の(5)① |
|  | ※　新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者においては、新設又は増床分のベッドに関しては、前年度においては１年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数等は、新設又は増床の時点から6月未満の場合は、便宜上、ベッド数（小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の員数を算定する場合は、通いサービスの利用定員）の90％を利用者数等とし、新設又は増床の時点から６月以上１年未満の間は、直近の６月における全利用者等の延数を６月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から１年以上経過している場合は、直近１年間における全利用者等の延数を１年間のにっすを除して得た数とします。また減床の場合には、減床後の実績が３月以上あるときは、減床ごの利用者数等の延数を延日数で除して得た数とします。 |  | 平18-0331004号第2の二の(5)② |
| 4　従業者の員数等⑴　従業者 | ①　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯にサービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者の員数は、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上、訪問サービスの提供に当たる従業者を常勤換算方法で２以上配置していますか。 | はい・いいえ | 条例第192条第1項平18厚労令34第171条 |
|  | ※　「通いサービス」とは、登録者（看護小規模多機能型居宅介護を利用するために、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所から登録を受けた利用者）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行うサービスのことをいい、「訪問サービス」とは看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問して行うサービスのことをいいます。 |  |  |
|  | ※　利用者の数は前年度の平均値とします。新規指定の場合は推定値により計算してください。 |  | 条例第192条第2項 |
|  | ※　従業者については、介護福祉士や訪問介護員の資格等は必ずしも必要としませんが、介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とします。なお、これ以外の従業者についても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図ってください。 |  | 平18-0331004第3の八の2(1)②イ |
|  | ※　日中であれば通いサービスを行うために３：１以上、訪問サービスを行うために２以上をそれぞれのサービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している看護小規模多機能型居宅介護従業者全体で通いサービス及び訪問サービスを行うこととなります。 |  | 平18-0331004第3の八の2(1)②ロ |
|  | ※　日々の通いサービスの実際の職員配置については、その日ごとの状況に応じて判断する必要がありますが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスも含め、利用者に何らかの形で関わることができるような職員配置に努めてください。 |  | 平18-0331004第3の八の2(1)②ハ |
|  |  ②　夜間及び深夜の時間帯を通じてサービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者の員数は、夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）に当たる者を１以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上配置していますか。 | はい・いいえ | 条例第192条第1項 |
|  | ※　夜間及び深夜の時間帯はそれぞれの事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な従業者を確保するものとします。例えば、通いサービスの利用定員を15名とし、日中の勤務帯を午前６時から午後９時までの15時間、常勤の職員の勤務時間を８時間とした場合、常勤換算方法で通いの利用者３人に対して１名の従業者を配置すればよいことから、通いの利用者が15名の場合、日中の常勤の従業者は５名となり、日中の15時間の間に、８時間×５人＝延べ40時間分のサービスが提供されていることが必要です。それに加え、日中については、常勤換算方法で１名以上に訪問サービスの提供を行わせ、夜間については、夜勤１名＋宿直１名に宿泊サービス及び夜間の訪問サービスに当たらせるために必要な従業者を、事業所全体として確保することが必要です。 |  | 平18-0331004第3の八の2(1)②ロ |
| 具体的には、通いサービスに要する時間（延べ40時間）、日中の訪問サービスに要する時間（８時間）、夜勤及び宿直職員の勤務時間を合計した小規模多機能型居宅介護において必要となる延べサービス時間を確保することができるよう、有給休暇、研修時間、常勤・非常勤の別、サービス提供のあり方など、各事業所で定める諸条件を踏まえた上で、実際に配置しなければならない職員数を確保することが必要になります。 |
|  | ※　夜間及び深夜の時間帯の設定については、「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」（昭和49年8月20日社施第160号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）に準じて適切に行ってください。 |  |  |
|  | ※　「宿泊サービス」とは、登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行うサービスのことをいいます。 |  | 条例第192条第6項 |
|  | ※　宿泊サービスの利用者がいない場合であり、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜勤及び宿直勤務の従業員を置かないことができます。 |  |  |
|  | ※　宿泊サービスの利用者が１人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤１名と宿直１名の計２名が最低必要となります。この場合必ずしも１名以上が看護職員である必要はありませんが、電話等による連絡体制は確保していることが必要です。 |  | 平18-0331004第3の八の2(1)②ト |
|  | ※　宿直職員については、連絡を受けてから、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されている場合は事業所外での宿直も可能です。 |  |  |
|  | ③　従業者のうち１以上の者は、常勤の看護師または保健師ですか。 | はい・いいえ | 条例第192条第3項 |
|  | ④　従業者のうち常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下、「看護職員」といいます。）ですか。 | はい・いいえ | 条例第192条第4項 |
|  | ⑤　通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上の者は、看護職員ですか。 | はい・いいえ | 条例第192条第5項 |
|  | ※　看護職員である従業者が、日中の通いサービスと訪問サービスを行う各サービスで１名以上必要であり、常勤を要件としていませんが、日中のサービス提供時間を通じて必要な看護サービスが提供される職員配置をしてください。 |  |  |
| 兼務について | ※　看護小規模多機能型居宅介護事業所に次に掲げる施設等が併設されている場合において、看護小規模多機能居宅介護の人員基準を満たしており、次の施設等における人員基準を満たす従業者を置いているときは、看護小規模多機能型居宅介護の従業者は、次の施設等の職務に従事することができます。　〔兼務可能な併設事業所〕・　認知症対応型共同生活介護・　地域密着型特定施設・　地域密着型介護老人福祉施設・　介護療養型医療院（医療法第7条第2号第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る）・　介護医療院 |  | 条例第83条第6項 |
| ⑵介護支援専門員 | ⑤　登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置いていますか。 | はい・いいえ | 条例第192条第11項 |
| ※　介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は併設事業所の職務に従事することも可能です。（兼務可能な併設施設については「兼務について」と同様とします。） |  |  |
|  | ※　介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできます。また、非常勤でも差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の八の2(1)③ロ |
|  | ※　介護支援専門員は、基本的には、①登録者の看護小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成、②法定代理受領の要件である看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する市への届出の代行、③看護小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を記載した「小規模多機能型居宅介護計画」の作成の業務に従事するものとします。 |  | 平18-0331004第3の八の2(1)③ハ |
|  | ⑥　居宅介護支援専門員は「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了していますか。 | はい・いいえ | 条例第192条第12項 |
|  | ※　小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修とは、利用者及び事業の特性を踏まえたサービス計画を作成するために必要な介護の手法、地域での生活支援その他の事項に関する知識及び技術を習得させるための研修であり、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年３月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年３月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知）に基づき実施される研修をいいます。 |  | 平18-0331004第3の八の2(1)③イ 平24老高発0316第2号・老振発0316第2号・老老発0316第6号 |
| 5　管理者 | ①　事業所ごとに専従かつ常勤の管理者を置いていますか。 | はい・いいえ | 条例第193条第1項平18厚労令34第172条 |
|  | ※　次の場合であって、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事することができます。ア　事業所の従業者としての職務に従事する場合イ　事業所に併設する施設等の職務に従事する場合ウ　事業所が健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合に、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者又は従事者としての職務に従事する場合 |  | 平18-0331004第3の八の2(2)① |
|  | ②　管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所の従業者若しくは訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有しており、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了していますか。 | はい・いいえ | 条例第193条第3項 |
|  | ※　認知症対応型サービス事業管理者研修とは、事業所を管理及び運営していくために必要な人事管理、地域との連携その他の事項に関する知識及び技術を修得するための研修であり、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に基づき実施される研修をいいます。 |  | 平18-0331004第3の八の2(2)②平24厚労告113 |
|  | ※　管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の八の2(2)② |
| 6　代表者 | 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定複合型サービス等の従業者、訪問介護員として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了しているか、又は保健師若しくは看護師ですか。 | はい・いいえ | 条例第194条平18厚労令3４第173条 |
|  | ※　事業者の代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えありません。したがって、事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることがあり得ます。なお、管理者とは、各事業所の責任者を指すものであり、各法人の代表者とは異なりますが、例えば、法人が１つの介護サービス事業所のみを運営している場合は、代表者と管理者が同一であることもあります。 |  | 平18-0331004第3の八の2(3)① |
|  | ※　代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、保健師若しくは看護師ではない当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の八の2(3)② |
|  | ※　携わった経験とは、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定複合型サービス事業所等の職員か訪問介護員等として認知症高齢者の介護に携わった経験や、あるいは、保健医療サービスや福祉サービスの経営に直接携わったことがあればよく、一律の経験年数の制約は設けていません。なお、経験の有無については個々のケースごとに判断するものとします。これらのサービスは、高齢者に対して直接ケアを行っているものを想定しており、医療系サービスとしては医療機関や訪問看護ステーションなど、福祉サービスとしては特別養護老人ホームなどが考えられます。 |  | 平18-0331004第3の八の2(3)③ |
|  | ※　保健師及び看護師については、代表者としてふさわしいと認められるものであっ　　て、保健師助産師看護師報（昭和23年法律第203号）第14条第3項の規定により保健師又は看護師の業務の提示を命ぜられ、業務停止の期間終了後２年を経過しない者に該当しないものでなければなりません。また、保健師看護師については、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要があります。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましいです。 |  | 平18-0331004第3の八の2(3)④⑤ |
| 7サテライト事業所 | 【「本体事業所」（用語の定義）】サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関わる支援を行うもの |  | 条例第192条第7項平18厚労令34第63条第7項 |
| 【「サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下、「サテライト事業所」という。）（用語の定義）】利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある看護小規模多機能型事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護であって、本体事業所との密接な連携の下に運営される事業所のこと。 |  |
| ⑴設置要件 | ①　サテライト事業所に係る事業者は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18-0331004第3の八の2(1)①イ |
|  | ※　指定看護小規模多機能型居宅介護以外の事業の経験についても当該経験に算入できることに留意してください。また、「３年以上の経験」については、当該指定日において満たしている必要があり、休止等、事業を運営していない期間は除いて計算してください。 |  |  |
|  | ②　本体事業所が支援機能を有する事業所として、次のいずれかに該当していますか。ア　事業開始以降１年以上の本体事業所としての実績を有すること。イ　当該本体事業所の登録者数が、当該本体事業所において定められた登録定員の100分の70を超えたことがあること。 | はい・いいえ該当なし | 平18-0331004第3の八の2(1)①ロ |
|  | ③　サテライト事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ、運営するものであることを踏まえ、次の要件をいずれも満たしていますか。ア　本体事業所とサテライト事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること。イ　１の本体事業所に係るサテライト事業所の数は２箇所までとし、またサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所１箇所及びサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所１箇所を合わせて２箇所までとすること。 | はい・いいえ該当なし | 平18-0331004第3の八の2(1)①ハ |
|  | ※　本体事業所とサテライト事業所は、同一の日常生活圏域内に所在することが望ましいですが、隣接する市町村における指定小規模多機能型居宅介護事業所）を本体事業所とすることも差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の八の2(1)①ニ |
| ⑵人員関係 | サテライト事業所における人員配置については、看護小規模多機能型居宅介護の人員基準に沿った人員配置としつつ、以下の配置が認められます。 |  |  |
|  | ⑴　サテライト事業所に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、２人以上とすることができます。　　 |  | 条例第192条第8項 |
|  | ※　なお、本体事業所とサテライト事業所における訪問サービスは一体的に提供することが可能であり、本体事業所の従業者はサテライト事業所の登録者に対し、サテライト事業所の従業者は本体事業所及び当該本体事業所に係わる他のサテライト型事業所及びサテライト小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対し、それぞれ訪問サービスが提供できるものとします。　　 訪問サービスの提供に当たる従業者を、事業所から離れた特別養護老人ホーム等の職員が行う形態は認められません。特別養護老人ホーム等における職員が非常勤である場合には、非常勤として勤務する以外の時間帯に看護小規模多機能型居宅介護事業所に勤務し、通いサービスや宿泊サービスも含めた業務を行うことは差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の八の2(1)②ニ |
|  | ⑵　夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う従業者により、サテライト事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通して宿直勤務を行う従業者を置かないことができます。 |  | 条例第192条第9項 |
|  | ※　サテライト事業所の登録者の処遇に支障がない場合は、本体事業所にて宿泊サービスを提供することが可能です。その場合は、本体事業所との共同行事の実施、本体事業所による訪問サービスの提供により、本体事業所の従業員のなじみの関係の構築に努めてください。なお、本体事業所の登録者がサテライト事業所の宿泊サービスを受けることは認められていません。 |  | 平18-0331004第3の八の2(1)②チ |
|  | ⑶　サテライト事業所においては看護職員を常勤換算方法で2.5以上配置する基準にかかわらず、看護職員の員数を常勤換算方法で１以上配置してください。 |  | 条例第192条第10項 |
| （介護支援専門員） | ⑷　サテライト事業所については、本体事業所の介護支援専門員により、居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」の修了者を置くことができます。 |  | 条例第192条第13項 |
|  | ※　サテライト事業所の計画作成担当者（介護支援専門員を置く場合を除く。）は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事するものであり、居宅サービス計画の作成及び市への届出の代行については、本体事業所の介護支援専門員が行わなければなりません。 |  | 平18-0331004第3の八の2(1)③ホ |
| (管理者) | ⑸　看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができます。 |  | 条例第193条第2項 |
|  第３　設備に関する基準 |
| 8　登録定員及び利用定員 | ①　登録定員は29人（サテライト事業所の場合は18人）以下となっていますか。 | はい・いいえ | 条例第195条第1項平18厚労令34第174条　 |
| ※　利用者と授業者のなじみの関係を築きながらサービスを提供する観点から、利用者は１か所の事業所に限って登録を行うことができるものであり、複数の事業所の利用は認められません。 |  | 平18-0331004第3の八の3(1)① |
| ②　次の範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。）を定めていますか。 | はい・いいえ | 条例第195条第2項 |
| ア　通いサービス●　登録定員の２分の１から15人まで。※　登録定員が25人を超える事業所は、登録定員に応じて次の表によります。

|  |  |
| --- | --- |
| 【登録定員】 | 【利用定員】 |
| 26人又は27人 | 16人 |
| 28人 | 17人 |
| 29人 | 18人 |

●　サテライト事業所の場合は12人まで。イ　宿泊サービス●　通いサービスの利用定員の３分の１から９人まで。●　サテライト事業所の場合は６人まで。 |  |  |
| ※　利用定員は事業所におけるサービスごとの１日当たりの同時にサービス提供を受ける登録者の数の上限のことであり、１日あたりの延べ人数ではありません。 |  | 平18-0331004第3の八の3(1)② |
| 9　設備及び備品等 |

|  |  |
| --- | --- |
| １　居間２　食堂３　台所４　宿泊室５　浴室６　消火設備７　非常災害設備 | 　 |

①　次の設備を備えていますか。 | はい・いいえ | 条例第196条第1項平18厚労令34第175条　 |
| ※　整備時及び指定時には基準が守られていたが、その後の運営や使用形態の変更、設備の改修などにより、不適切な利用形態となっている、あるいは無届けで設備が変更されていることがないか、改めて現状を点検してください。 |  |  |
| ※　原則として１つの建物につき、１つの事業所としますが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が既存施設に出向いてサービスを提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用します。 |  | 平18-0331004第3の八の3(2)①第3の二の二の2(1)準用 |
| ※　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。 |  | 平18-0331004第3の八の3(2)①第3の二の二の2(3)準用 |
| （居間） | ②　居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有していますか。 | はい・いいえ | 条例第196条第2項第1号 |
| ※　居間及び食堂は同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましいです。 | 平18-0331004第3の八の3(2)②イロ |
|  | ※　広さについても原則として利用者及び従業者が一堂に会するのに充分な広さを確保してください。なお、通いサービスの利用定員について15人を超えて定める小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（１人当たり３㎡以上）を確保することが必要です。 |  |  |
| （宿泊室） | ③　１つの宿泊室の定員は、１人となっていますか。 | はい・いいえ | 条例第196条第2項第2号 |
|  | ※　利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができます。 |  |  |
|  | ※　民家等の既存施設を活用した効率的なサービス提供等を可能とする観点から、宿泊専用の個室がない場合であっても、宿泊室についてプライバシーが確保されたしつらえになっていれば差し支えありません。　プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するということではありません。　ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められません。 |  | 平18-0331004第3の八の3(2)③イ |
|  | ※　利用者が泊まるスペースは、基本的に１人当たり7.43㎡程度あり、その構造はプライバシーが確保されたものであることが必要であることから、例えば、６畳間であれば、基本的に１人を宿泊させることになります。 |  | 平18-0331004第3の八の3(2)③ロ |
|  | ※　個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上となるようにしてください。 |  |  |
|  | ※　他の利用者が通らない宿泊室と連続した縁側等については、宿泊室の面積に含めて差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の八の3(2)③ニ |
|  | ※　構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければなりません。 |  |  |
|  | ※　居間はプライバシーが確保されたものであれば、個室以外の宿泊室の面積に含めて差し支えありません。 |  |  |
|  | ※　事業所が有床診療所である場合については、有床診療所の病床を宿泊室として柔軟に活用することは差し支えありません。ただし、当該病床のうち１病床以上は利用者の専用のものとして確保しておくこととします、 |  | 平18-0331004第3の八の3(2)③ハ |
| 　（その他） | ④　設備は、専ら看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものとなっていますか。 | はい・いいえ | 条例第196条第3項 |
| ※　利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。 |  |  |
| ※　認知症対応型共同生活介護事業所の居間を看護小規模多機能型居宅介護の居間として共用することは、認知症対応型共同生活介護事業所の居間は入居者の生活空間であることから共用は認められません。ただし、事業所が小規模である場合（通いサービスと認知症対応型共同生活介護事業所の定員の合計が15名以下である場合）などで、認知症対応型共同生活介護事業所の居間として必要なものが確保されており、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有している場合は、共用としても差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の八の3(2)④ |
|  | ※　看護小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を通所介護等の機能訓練室、食堂として共用することは認められませんが、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは、事業所が小規模である場合（通いサービスの利用者と総合事業の交流スペースの参加者の合計が少数である場合）などで、居間及び食堂として機能を十分に発揮しうる適当な広さが確保されており、サービスの提供に支障がない場合は差し支えありません。なお、浴室、トイレ等を共用することは差し支えありませんが、通所介護事業所等の浴室を活用する場合、通所介護事業所等の利用者が利用している時間帯に事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いは行わないでください。 |  |  |
| ⑤　利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、事業所は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしていますか。 | はい・いいえ | 条例第196条第4項 |
| ※　事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることが必要です。 | 平18-0331004第3の八の3(2)⑤第3の四の3(2)⑤準用 |
| 第４　運営に関する基準 |
| 10　内容及び手続の説明及び同意 | 利用者に対し適切なサービスを提供するため、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又は家族に対し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供を受けることにつき同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第10条準用平18厚労令34第3条の7準用 |
| ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。ア　運営規程の概要イ　従業者の勤務体制ウ　事故発生時の対応エ　苦情処理の体制オ　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況等） |  | 平18-0331004第3の一の4(2)準用 |
| ※　他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えありません。 |  |  |
| ※　同意については、書面によって確認することが適当です。 |  |  |
|  | ※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準上置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の一の4(21)①準用 |
|  11　提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | いない・いる | 条例第11条準用平18厚労令34第3条の8準用 |
| ※　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止されています。 |  | 平18-0331004第3の一の4(3)準用 |
| ※　提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次のとおりです。①事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合②利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合③その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 |  |
| 12　サービス提供困難時の対応 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第12条準用　平18厚労令34第3条の9準用 |
| 13　受給資格等の確認 | ①　サービスの提供を求められた場合は、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめていますか。 | はい・いいえ | 条例第13条第1項準用平18厚労令34第3条の10準用 |
| ②　被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第13条第2項準用 |
| 14　要介護認定の申請に係る援助 | ①　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第14条第1項準用平18厚労令34第3条の11準用 |
| ※　申請がなされていれば、要介護認定）の効力が申請時に遡ることにより、サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となることがあります。 |  | 平18-0331004第3の一の4(6)準用 |
| ②　要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第14条第2項準用 |
| 15　心身の状況等の把握 | 　 サービスの提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第88条準用平18厚労令34　第68条準用 |
|  | ※　サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  | 平18-0331004第3の四の4(1)準用 |
| 16　居宅サービス事業者等との連携 | ①　サービスを提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第89条第1項準用平18厚労令34第69条準用 |
| ②　サービスを提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第89条第2項準用 |
| ③　サービスの提供の終了に際しては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第89条第3項準用 |
| 17　身分を証する書類の携行 | 利用者が安心して訪問サービスの提供を受けられるよう、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は家族から求められたときは、提示すべき旨を指導していますか。 | はい・いいえ | 条例第90条準用平18厚労令34　第70条準用 |
| ※　身分を証する書類には、事業所の名称、訪問サービスの提供に当たる者の氏名を記載するものとし、写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。 |  | 平18-0331004第3の四の4(3) |
| 18　サービスの提供の記録 | ①　サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。 | はい・いいえ | 条例第22条第1項準用平18厚労令36第3条の18準用 |
|  | ※　利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、サービスを提供した際には、サービスの提供日、サービス内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければなりません。 |  | 平18-0331004第3の一の4(13)①準用 |
|  | ②　サービス事業者間の密接な連携等を図るため、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第22条第2項準用 |
|  | ※　その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法です。 |  | 平18-0331004第3の一の4(12)②準用 |
|  | ※　提供した具体的なサービスの内容等の記録は、５年間保存しなければなりません。 |  | 条例第202条第2項【独自基準（市）】 |
| 19　利用料等の受領 | ①　法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、居宅介護サービス費用基準額の１割、２割又は３割（法の規定により保険給付の率が異なる場合については、それに応じた割合）の支払を受けていますか。 | はい・いいえ | 条例第91条第1項準用平18厚労令34第71条準用 |
| ②　法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額（地域密着型介護予防サービス費用基準額）との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 | はい・いいえ | 条例第91条第2項準用 |
| ※　そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。ア　指定看護小規模多機能型居宅介護の事業とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。イ　事業の目的、運営方針、利用料等が、運営規程とは別に定められていること。ウ　指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計と区分していること。 |  | 平18-0331004第3の一の4(13)②準用 |
| ③　①、②の支払を受ける額のほか、次の費用以外の費用の支払を利用者から受けていませんか。ア　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用イ　利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額ウ　食事の提供に要する費用エ　宿泊に要する費用オ　おむつ代カ　ア～オのほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 | いない・いる | 条例第91条第3項準用 |
| ※　③のカの費用の具体的な取扱については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年３月30日老企第54号）に沿って適切に取り扱ってください。 |  | 平18-0331004第3の四の4(4)②準用 |
| ※　その他の日常生活費の趣旨にかんがみ、事業者が利用者からカの徴収を行うにあたっては、次の基準が遵守されなければなりません。ａ）その他の日常生活費の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。ｂ）お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。ｃ）利用者又は家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、受領について利用者又は家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得なければならないこと。ｄ）その他の日常生活費の受領は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。ｅ）その他の日常生活費の対象となる便宜及び額は、運営規程において定められなければならず、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、都度変動する性質のものである場合には、実費という形の定め方が許されるものであること。 |  | 　平12老企54　記２①～⑤ |
| ④　食事の提供に要する費用及び宿泊に要する費用の額については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）」に沿っていますか。 | はい・いいえ | 条例第91条第4項準用 |
| ※　居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針⑴　適正な手続きの確保事業所における宿泊費及び食事の提供に係る契約の適正な締結を確保するため、次の手続を行うこと。ア　契約の締結にあたっては、利用者又は家族に対し、契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。イ　契約の内容について、利用者から文書により同意を得ること.。ウ　食事の提供に係る利用料について、具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに事業所の見やすい場所に掲示を行うこと。⑵　居住、滞在及び宿泊に並びに食事の提供に係る利用料　　ア　居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に関する利用料　　　㈠　居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。　　　　A ユニットに属する居室、療養室及び病室、ユニットに属さない居室等のうち定員が１人のもの、並びにユニットに属さない居室のうち定員が２人以上のもの　　　　　　→　室料及び光熱水費に相当する額　　　 Ｂ ユニットに属さない居室等のうち定員が２人以上のもの　　　　　→　光熱水費に相当する額　　　㈡　居住等に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとすること　　　　Ａ 利用者等が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。）　　　 Ｂ 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱費の平均的な費用　　イ　食事の提供に係る利用料食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。 |  |
|  | ⑤　③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第91条第5項準用 |
| ※　交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。 |  | 平18-0331004第3の一の4(13)④準用 |
|  | ⑥　サービスの提供に要した費用につき、支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。 | はい・いいえ | 法第42条第9項（第41条第8項準用）施行規則第65条の5（第65条準用） |
| ※　領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、利用料の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載してください。 |  |
| ※　領収証には、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。〔参考〕「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月1日老発第509号、平成28年10月3日事務連絡） |  |
| 20　保険給付の請求のための証明書の交付 | 利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | はい・いいえ | 条例第23条準用平18厚労令34第3条の20準用 |
| 21　指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針 | ①　利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的にサービスを行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第197条第1項平18厚労令34第176条　 |
| ②　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第197条第2項 |
| 22　指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 | ①　利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上管理の下で妥当適切にサービスを行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第198条第1号平18厚労令34第177条 |
| ※　制度上は週１回程度の利用でも所定単位数の算定は可能ですが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要となります。 |  | 平18-0331004第3の四の4(6)①準用 |
|  | ※　看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせてサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であり、宿泊サービスの上限は設けず、重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられます。しかしながら、ほぼ毎日宿泊するような者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利用者が適切にサービスが利用できるよう調整を行うことが必要となります。 |  |  |
| ②　利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮してサービスを提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第198条第2号 |
| ③　サービスの提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第198条第3号 |
| ④　従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第198条第4号 |
| ※　「療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等」とは、看護小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容や行事及び日課等も含まれます。 |  | 平18-0331004第3の八の4(1)② |
|  | ⑤　通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。 | いない・いる | 条例第198条第7号 |
| ※　「通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない」とは、登録定員のおおむね３分の１以下が目安です。登録定員が25人の場合は、通いサービスの利用者が８人以下であれば、著しく少ない状態といえます。 |  | 平18-0331004第3の八の4（1）④ |
|  | ⑥　登録者が通いサービスを利用していない日には、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第198条第8号 |
|  | ※　適切なサービスとは、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週４日以上行うことが目安です。 |  | 平18-0331004第3の八の4(1)⑤ |
| ※　訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。 |  |  |
|  | ➆　看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士（以下、「看護師等」といいます。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助である者を言います。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第198条第9号 |
|  | ⑧　看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第198条第10号 |
|  | ※　「適切な看護技術」とは、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい技術の修得等、研鑽を積むことを定めたものであり、医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはなりません。 |  | 平18-0331004第3の八の4(1)⑥ |
|  | ⑨　特殊な看護等を行っていませんか。 | いない・いる | 条例第198条第11号 |
| 23　身体的拘束等の禁止 | ①　利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていませんか。 | いない・いる | 条例第198条第5号 |
|  | ※　身体拘束禁止の対象となる具体的行為ア　徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。イ　転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。ウ　自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。エ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。オ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。カ　車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。キ　立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。ク　脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。ケ　他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。コ　行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。サ　自分の意思で開けることのできない療養室等に隔離する。 |  | 平13老発155　身体拘束ゼロへの手引き |
|  |
| ②　緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 | はい・いいえ | 条例第198条第6号　 |
| ※　身体的拘束等の記録は、５年間保存しなければなりません。 | 条例第202条第2項【独自基準（市）】 |
| ③　記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存していますか。 | はい・いいえ | 身体拘束ゼロへの手引き |
|  | ④　管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。 | はい・いいえ |  |
| 　24主治の医師との関係 | ①　常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしていますか。 | はい・いいえ | 条例第199条第1項平18厚労令34第178条 |
|  | ※　常勤の保健師又は看護師は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書（以下、「指示書」といいます。）に基づき看護サービスが行われるよう、主治医との連絡調整、看護サービスの提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行ってください。なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできません。 |  | 平18-0331004第3の八の4(2)① |
|  | ②　看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書（指示書）で受けていますか。 | はい・いいえ | 条例第199条第2項 |
|  | ※　看護サービスの利用対象者は、その主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限ります。看護サービスの提供の開始に際しては、利用者の主治医が発行する指示書の交付を受けなければなりません。 |  | 平18-0331004第3の八の4(2)② |
|  | ③　常勤の保健師又は看護師は、主治の医師に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たっては主治の医師と密接な連携を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第199条第3項 |
|  | ※　看護小規模多機能型居宅介護における看護サービスの実施に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ってください。 |  | 平18-0331004第3の八の4(2)④ |
|  | ※　事業所自体が病院や診療所である場合は、医師からの文書による指示と報告書の提出は、診療記録への記載によるものでも差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の八の4(2)⑤ |
| 25居宅サービス計画の作成 | ①　管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | はい・いいえ | 条例第94条第1項平18厚労令34　第74条 |
| ※　小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員から当該事業所の介護支援専門員に変更することとなります。 |  | 平18-0331004第3の四の4(6)①準用 |
| ※　作成した居宅サービス計画は、５年間保存しなければなりません。 |  | 条例第202条第2項【独自基準（市）】 |
| ※　サテライト事業所研修修了者を配置する場合の居宅サービス計画の作成については、本体事業所の介護支援専門員が行う必要があります。 |  | 平18-0331004第3の四の4(6)③準用 |
| ②　介護支援専門員は、指定居宅介護支援の具体的取扱方針に沿って居宅サービス計画を作成していますか。 | はい・いいえ | 条例第94条第2項 |
| 26法定代理受領サービスに係る報告 | 毎月、国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。 | はい・いいえ | 条例第95条準用平18厚労令34　第75条準用 |
| 27利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 | 登録者が他の指定（看護）小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。 | はい・いいえ | 条例第96条準用平18厚労令34第76条準用 |
| 28　看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成 | ①　管理者は、介護支援専門員（介護支援専門員を配置していないサテライト事業所にあっては研修修了者）に、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。　 | はい・いいえ | 条例第200条第1項平18厚労令34第179条 |
| ➁　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行っていますか。 |  | 条例第200条第2項 |
| ※　看護小規模多機能型居宅介護計画のうち看護サービスに係る記載については、看護師と密接な連携を図ってください。なお、看護サービスに係わる計画とは、利用者の希望、主治医の指示、看護目標及び具体的なサービス内容等を含むものです。 |  | 平18-0331004第3の八の4(3)② |
|  | ③　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第200条第3項 |
|  | ※　多様な活動とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいいます。 |  | 平18-0331004第3の八の4(3)③ |
|  | ④　介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第200条第4項 |
|  | ⑤　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第200条第5項 |
|  | ⑥　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、利用者に交付していますか。 | はい・いいえ | 条例第200条第6項 |
|  | ※　交付した小規模多機能型居宅介護計画は、５年間保存しなければなりません。 |  | 条例第202条第2項【独自基準（市）】 |
|  | ※　短期利用居宅介護費を算定する場合で、居宅介護支援事業者の作成した居宅サービス計画に基づいてサービスを提供する場合は、看護小規模多機能型居宅介護計画を居宅介護支援事業所に交付するように努めてください。 |  | 平18-0331004第3の八の4(3)⑤ |
|  | ⑦　介護支援専門員等は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第200条第7項 |
|  | ⑧　小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う場合も、②～⑦に沿って行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第200条第8項 |
|  | ⑨　看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成していますか。 | はい・いいえ | 条例第200条第9項 |
|  | ※　看護師等（准看護師を除く。）は、看護小規模多機能型居宅介護報告書に、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載してください。なお、この報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提供するものをいい、当該報告書の記載と先に主治医に提出した看護小規模多機能型居宅介護計画の記載において重複する箇所がある場合には、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の八の4(3)⑥ |
|  | ※　常勤の保健師又は看護師は、看護小規模多機能型居宅介護計画に沿った看護サービスの実施状況を把握し、看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければなりません。 |  | 平18-0331004第3の八の4(3)⑦ |
|  | ※　主治医との連携を図るため、看護小規模多機能型居宅介護計画書及び看護小規模多機能型居宅介護報告書は、定期的に主治医に提出してください。 |  | 平18-0331004第3の八の4(3)⑧ |
| 29喀痰吸引等について | ①　介護従事者がたんの吸引等を行う場合は、当該介護従事者が都道府県による認定証が交付されている場合、または実地研修を修了した介護福祉士（資格証に行為が付記されていること）にのみ、これを行わせていますか。 | はい・いいえ該当なし | 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、48条の3同法施行規則第26条の2第26条の3平成23年11月11日社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係） |
| ②　事業所を「登録特定行為事業者」「登録喀痰吸引等事業者」として県に登録していますか。（介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」のみの登録になります。） | はい・いいえ該当なし |
| ③　介護福祉士（認定特定行為業務従事者）による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を個別に受けていますか。また、指示書は次のとおりとなっていますか。● 医師の指示書が保管されている。● 指示書は有効期限内のものとなっている。（有効期限は６か月） | はい・いいえ該当なし |
| ④　喀痰吸引等を必要とする者の状態について、医師又は看護職員による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士（認定特定行為業務従事者）と共有することにより、適切な役割分担を図っていますか。 | はい・いいえ該当なし |
| ⑤　対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。 | はい・いいえ該当なし |
| ⑥　対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。 | はい・いいえ該当なし |
| ⑦　実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。 | はい・いいえ該当なし |
| ⑧　たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。 | はい・いいえ該当なし |
| ⑨　たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。 | はい・いいえ該当なし |
| 30介護等 | ①　利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第98条第1項準用平18厚労令34　第78条準用 |
|  | ②　利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。 | いない・いる | 条例第98条第2項準用 |
| ※　例えば、利用者の負担によって、看護小規模多機能型居宅介護の一部を付添者に行わせることがあってはなりません。ただし、事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の四の4（10）②準用 |
| ③　事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第98条第3項準用 |
| ※　利用者が従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮してください。 |  | 平18-0331004第3の四の4（10）③準用 |
| 31社会生活上の便宜の提供等 | ①　利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第99条第1項準用平18厚労令34 第79条準用 |
| ②　利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第99条第2項準用 |
| ※　郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又は家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、同意を得た上で代行しなければなりません。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得てください。 |  | 平18-0331004第3の四の4（11）②準用 |
| ③　常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第99条第3項準用 |
|  | ※　利用者の家族に対し、事業所の会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するように努めなければなりません。 |  | 平18-0331004第3の四の4（11）③準用 |
| 32利用者に関する市への通知 | サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。ア　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるときイ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | はい・いいえ事例なし | 条例第29条準用平18厚労令34第3条の26準用 |
| 33緊急時等の対応 | 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第201条準用平18厚労令34第180条準用 |
| ※　協力医療機関については、次の点に留意してください。ア　協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。イ　緊急時において円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。 |  | 平18-0331004第3の八の4(3) |
| 34管理者の責　務 | ①　管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第60条の11準用平18厚労令34第28条準用 |
| ②　管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | はい・いいえ |
| 35運営規程 | 事業所ごとに、次の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 | はい・いいえ | 条例第101条準用 平18厚労令34第81条準用 |
| ア　事業の目的及び運営の方針イ　従業者の職種、員数及び職務の内容ウ　営業日及び営業時間エ　登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員オ　サービスの内容及び利用料その他の費用の額カ　通常の事業の実施地域キ　サービス利用に当たっての留意事項ク　緊急時等における対応方法ケ　非常災害対策コ　虐待の防止のための措置に関する事項サ　その他運営に関する重要事項 |  |
| ※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第６条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。 |  | 平18－0331004号第3の一の4(21)①準用 |
| ※　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、365日利用者の居宅生活を支援するものであり、休業日を設けることは想定していないことから、営業日は365日と記載してください。訪問サービスは、利用者からの随時の要請にも対応するものであることから、24時間と記載してください。通いサービス及び宿泊サービスは、それぞれの営業時間を記載してください。 |  | 平18-0331004第3の四の4(13)①準用 |
| ※　オの「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定看護小規模多機能型居宅介護に係わる利用料（１割負担、２割負担又は３割負担）及び法定代理受領サービスではない指定看護小規模多機能型居宅介護の利用料を、「その他費用の額」としては、徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係わる費用の額を規定してください。 |  | 平18-0331004第3の一の4(21)④準用 |
| ※　カの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常事業の実施地域は利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。事業者が任意に定めるものですが、市町村が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めることが適当です。事業所所在地の市町村の同意を得て事業所所在地以外の他の市町村から指定を受けた場合には、他の市町村の一部の日常生活圏域を事業の実施地域の範囲に加えることもあります。 |  | 平18-0331004第3の一の4(21)⑤準用 |
| ※　ケの「非常災害対策」とは、非常災害に関する具体的計画を指します。 |  | 平18-0331004第3の八の4(13)③ |
|  | ※　コの「虐待の防止のための措置に関する事項」とは、虐待の防止に係わる、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指します。 |  | 平18-0331004第3の一の4(21)⑥準用 |
| 36勤務体制の確保等 | ①　管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。また労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 | はい・いいえ | 労働基準法　第15条労働基準法施行規則第5条 |
| ※　雇用（労働）契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。⑴ 労働契約の期間に関する事項⑵ 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準⑶ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項⑷ 始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項⑸ 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項⑹ 退職に関する事項（解雇の事由を含む）⑺ 昇給の有無（※）　　⑻ 退職手当の有無（※）　　⑼ 賞与の有無（※）⑽ 相談窓口（※）　 |  |
| ※　非常勤職員のうち、短時間労働者（１週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の１週間の所定労働時間に比べて短い労働者）に該当するものを雇い入れたときには、上記⑦、⑧、⑨及び⑩についても文書で明示しなくてはなりません。　　 |  |
|  | ②　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 | はい・いいえ | 条例第60条の13第1項準用平18厚労令34第30条準用 |
| ※　事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、各職種の職員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 |  | 平18-0331004第3の二の二の4(6)①準用 |
| ③　事業所の従業者によってサービスを提供していますか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでありません。 | はい・いいえ | 条例第60条の13第2項準用 |
| ※　原則として、事業所の従業者によってサービスを提供するべきですが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことが認められます。 |  | 平18-0331004第3の二の二の4(6)②準用 |
| ④　従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 | はい・いいえ | 条例第60条の13第3項準用 |
| ※　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 |  | 平18-0331004第3の二の二の4(6)③準用 |
|  | ⑤　④の際、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定めるも者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第60条の13第3項準用 |
| 【努力義務】当該設問の適用にあたっては、３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月３１日までは努力義務とします。 |  | 令3厚労令9附則第5条 |
|  | ※　認知症介護に係る基礎的な研修とは「認知症介護基礎研修」のことを指します。 |  | 平18-0331004第3の二の二の4(6)③準用 |
|  | ※　当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。 |  |  |
|  | ※　経過措置について令和６年３月３１日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければなりません。また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後１年間の猶予期間を設けることとし、採用後１年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとします（この場合についても、令和６年３月31日までは努力義務で差し支えない）。 |  |  |
|  | ⑥　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第60条の13第4項準用 |
|  | ※　事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるもの含まれることに留意してください。 |  | 平18-0331004第3の二の二の4(6)③準用 |
|  | ア　事業主が講ずべき措置の具体的内容　　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。ａ　　　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。ｂ 　 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備　　　 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 |  |  |
|  | イ　事業主が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、アの「事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行ってください。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） |  |  |
|  | ※　パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。 |  |  |
| 37業務継続計画の策定等 | 【努力義務】当該項目の適用にあたっては、３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月３１日までは努力義務とします。 |  | 令3厚労令9附則第3条 |
|  | ①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第33条の2第1項準用平18厚令34第3条の30の2準用 |
|  | ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載してくださいア　感染症に係る業務継続計画ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）ｂ 初動対応ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）イ 災害に係る業務継続計画ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）ｃ 他施設及び地域との連携 |  | 平18-0331004第3の二の二の3(7)②準用 |
|  | ※　各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可能です。 |  |  |
|  | ②　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | はい・いいえ | 条例第33条の2第2項準用 |
|  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の二の二の3(7)③準用 |
|  | ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。 |  | 平18-0331004第3の二の二の3(7)④準用 |
|  | ※　なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにしてください。 |  | 平11老企25準用第3のニのニの3（7）① |
|  | ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第33条の2第3項準用 |
| 38定員の遵守 | 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。 | いない・いる | 条例第102条第1項準用平18厚労令34第82条 |
| ※　通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとします。 |  | 平18-0331004第3の四の4(14) |
| ※　「特に必要と認められる場合」としては、以下のような事例等が考えられます。また一時的とは、こうした必要と認められる事情が終了するまでの間をいいます。●　登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者数が定員を超える場合●　事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供したことにより、通いサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合●　登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービスの利用者数が定員を超える場合●　上記に準ずる状況により特に必要と認められる場合 |  |  |
|  | ※　過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における看護小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、事業者は市が認めた日から介護保険事業計画の終期まで（市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の看護小規模多機能型居宅介護事業所を活用することが効率的だと認める場合にあっては、次期の介護保兼事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行うことができるものとします。 |  | 条例第102条第2項準用 |
| 39非常災害対策 | ①　非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第103条第1項準用平18厚労令34第82条の2準用 |
| ※　非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。 |  | 平18-0331004第3の四の4(16) |
| ※　「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。 |  |  |
| ※　「非常災害に関する具体的計画」とは、消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。 　この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。 |  |  |
| ※　非常災害対策については「社会福祉施設等における非常災害対策計画策定の手引」（平成２９年３月　山梨県福祉保健部）等を参考としてください。 |  | 社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き（H29.３山梨県福祉保健部) |
| ②　訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第103条第2項準用 |
| ※　避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めてください。そのためには、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。 |  | 平18-0331004第3の四の4(16) |
| ※　訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。 |  |  |
|  40協力医療機関等 | ①　主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。 | はい・いいえ | 条例第104条第1項準用平18厚労令34第83条準用 |
| ※　協力医療機関は、事業所から近距離にあることが望ましいです。 |  | 平18-0331004第3の四の4(18)① |
| ②　あらかじめ、協力歯科医療機関を定めていますか。 | はい・いいえ | 条例第104条第2項 |
| ③　サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか。 | はい・いいえ | 条例第104条第3項 |
| ※　これらの協力医療機関やバックアップ施設から、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めてください。 |  | 平18-0331004第3の八の4(18)② |
| 41　衛生管理等 | ①　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第60条16第1項準用平18厚労令34第33条準用 |
| ※　次の点に留意してください。 ア　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。イ　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。ウ　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 |  | 平18-0331004第3の二の二の3(9)①準用 |
| ※　イに掲げる感染症等については、以下の通知等に基づき発生及びまん延を防止するための措置を徹底していください。「介護現場における感染対策の手引き（第２版）」（令和3年3月厚生労働省老健局）「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（2019年3月厚労省老人保健健康等増進事業）「老人ホーム等における食中毒予防の徹底について」（平成28年9月16日厚労省通知）「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日厚労省通知　別添）「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止の徹底について」(平成17年1月10日厚労省通知)）「インフルエンザ施設内感染予防の手引」（平成25年11月改定　厚生労働省健康局結核感染症課・日本医師会感染症危機管理対策室）「社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について」（平成11年11月26日厚生省通知）「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」（平成13年9月11日厚労省通知）「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（平成15年厚労省告示264） |  |  |
| ※　ウについては、施設内の適当な場所に温度計、湿度計を設置し、客観的に温度、湿度の管理を行ってください。 |  |  |
| ※　使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を供えるなど対策を講じる必要があります。手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源のとして感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。 |  |  |
| ※　常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回（ただし、深夜業労働者等は６ヶ月以内ごとに1回）、定期に健康診断を実施しなければなりません。 |  | 労働安全衛生法第66条 |
| ※　使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を供えるなど対策を講じる必要があります。手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源のとして感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。 |  |  |
| ②　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次のアからウに掲げる措置を講じているか点検してください。なお、アからウについては、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。　　 | はい・いいえ | 条例第60条16第2項準用 |
|  | 【努力義務】当該事項の適用にあたっては、３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月３１日までは努力義務とします。 |  | 令3厚労令9附則第4条 |
|  | ア　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第60条の16第2項第1号準用 |
|  | ※　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。 |  | 平18－0331004号第3のニのニの3(9)②イ準用 |
|  | ※　感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  | ※　感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 |  |  |
|  | イ　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第60条の16第2項第2号準用 |
|  | ※　「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記してしください。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 |  | 平18－0331004号第3のニのニの3(9)②ロ準用 |
|  | ウ　事業所において、従業者に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | はい・いいえ | 条例第60条の16第2項第3号準用 |
|  | ※　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこととします。 |  | 平18－0331004号第3のニのニの3(9)②ハ準用 |
|  | ※　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行ってください。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。 |  |  |
| 42掲示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | はい・いいえ | 条例第35条第1項準用平18厚労令34第3条の32準用 |
| ※　サ－ビスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等をいいます。 |  |  |
|  | ※　次に掲げる点に留意して掲示を行ってください。ア　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。イ　指定小規模多機能型居宅介護従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、指定小規模多機能型居宅介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 |  | 平18－0331004号第3の一の4(25)①準用 |
|  | ※　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、掲示に代えることができます。 |  | 条例第35条第2項準用 |
| 43秘密保持等 | ①　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていませんか。 | いない・いる | 条例第36条第1項準用平18厚労令34第3条の33準用 |
| ②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第36条第2項準用 |
| ※　従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。 |  | 平18-0331004第3の一の4(26)②準用 |
| ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第36条第3項準用 |
| ※　同意は、サービス提供開始時に利用者及び家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。 |  | 平18-0331004第3の一の4(26)③準用 |
| ④　「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 | はい・いいえ | 平15年法律第57号個人情報の保護に関する法律 |
| ※　個人情報の取り扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（Ｈ29.4.14個人情報保護委員会・厚生労働省）」を参照してください。　　 |
| 44広告 | 広告の内容は、虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 | いない・いる | 条例第37条準用平18厚労令34第3条の34準用 |
| 45　 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又は従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | いない・いる | 条例第38条準用平18厚労令34第3条の35準用 |
| 46苦情処理 | ①　提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第39条第1項準用平18厚労令34第3条の36準用 |
| ※　必要な措置とは、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又は家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等です。 | 平18-0331004第3の一の4(28)①準用 |
| ②　苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録していますか。 | はい・いいえ | 条例第39条第2項準用 |
| ※　利用者及び家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付日、その内容等を記録してください。 |  | 平18-0331004第3の一の4(28)②準用 |
| ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。 |  |  |
| ※　苦情の内容等の記録は、５年間保存しなければなりません。 |  | 条例第202条第2項【独自基準（市）】 |
| ※　苦情解決の仕組みについては「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日厚労省通知）を参考としてください。 |  |  |
| ③　提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出・提示の求め又は市の職員からの質問・照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第39条第3項準用 |
| ④　市からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第39条第4項準用 |
| ⑤　提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第39条第5項準用 |
| ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第39条第6項準用 |
| 47 調査への協力等 | 提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第105条準用平18厚労令34第84条準用　  |
| ※　事業が小規模であること等から、利用者からの苦情がない場合にも、市町村が定期的又は随時に調査を行うこととし、市町村の行う調査に協力し、市町村の指導・助言に従って必要な改善を行わなければなりません。 |  | 平18-0331004第3の四の4(19)準用 |
| ※　市町村の求めに応じ、運営規程の概要や勤務体制、管理者及び介護支援専門員等の資格や研修の履修状況、利用者が負担する料金等の情報について提出し、これらの情報について自ら一般に公表するよう努めてください。 |  |  |
| 48地域との連携等 | ①　サービスの提供に当たっては、運営推進会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければなりません。）を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。 | はい・いいえ | 条例第40条第1項準用平18厚労令34第34条準用 |
|  | ※　運営推進会議とは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成され、利用者、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。 |  | 平18-0331004第3の二の二の4(9)準用 |
|  | ※　「知見を有するもの」には同種事業の他事業所の職員等が該当します。法人内部の有資格者等は認められないことに留意してください。 |  |  |
|  | ※　地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。 |  |  |
|  | ※　運営推進会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとしますす。ただし、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  | ※　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、１つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。 |  |  |
|  | ※　運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。イ　利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。ロ　同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。 |  |  |
| （自己評価・外部評価） | ※　運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、１年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行ってください。 |  | 平18-0331004第3の八の4(9) |
|  | ※　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、１年に１回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意してください。 |  |  |
|  | イ　自己評価は、①事業所のすべての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、②その上で他の従業者の振り返り結果を当該事業所の従業者が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、看護小規模多機能型居宅介護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。 |  |  |
|  | ロ　外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要です。 |  |  |
|  | ハ　このようなことから、運営推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要です。 |  |  |
|  | ニ　自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられますが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えありません。 |  |  |
|  | ホ　指定看護小規模多機能型居宅介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成25 年度老人保健健康増進等事業「複合型サービスにおける自己評価及び外部評価のあり方に関する調査研究事業」（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行ってください。 |  |  |
|  | ②　運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。 | はい・いいえ | 条例第40条第2項準用 |
| ※　運営推進会議における報告等の記録は、５年間保存しなければなりません。 | 条例第202条第2項【独自基準（市）】 |
|  | ③　事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第40条第3項準用平18-0331004第3の二の二の4(9)③準用 |
| ※　地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。 |  |
| ④　事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第40条第4項準用 |
| ※　介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めてください。 |  | 平18-0331004第3の一の4(29)④準用 |
| ※　市町村が実施する事業には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。 |
|  | ⑤　事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第40条第5項準用 |
| ※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が集合住宅に居住する高齢者にサービスを提供する場合、いわゆる囲い込みによる閉鎖的なサービス提供が行われないよう、条例に定める正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならないことを定めたものです。 | 平18-0331004第3の一の4(29)⑤準用 |
| 49居住機能を担う併設施設等への入居 | 可能な限り、利用者が居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設等へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第107条準用平18厚労令34第86条準用 |
| ※　看護小規模多機能型居宅介護は、重度になったら居住機能を担う施設へ移行することを前提とするサービスではなく、可能な限り利用者が在宅生活を継続できるよう支援するものであることから、利用者が併設施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設への入所等が行えるよう努めなければなりません。 |  | 平18-0331004第3の四の4(20)準用 |
| 50事故発生時の対応 | ①　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第41条第1項準用平18厚労令34第3条の38準用 |
| ※　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 | 平18-0331004第3の一の4(30)①準用 |
| ※　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。 | 平18-0331004第3の一の4(30)③準用 |
| ②　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | はい・いいえ | 条例第41条第2項準用 |
| ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、５年間保存しなければなりません。 | 条例第202条第2項【独自基準（市）】 |
| ③　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第41条第3項準用 |
| ※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 | 第3の一の4(30)②準用 |
| 51虐待の防止 | 【努力義務】当該項目の適用にあたっては、３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月３１日までは努力義務とします。 |  | 令3厚労令9附則第2条 |
|  | 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。 |  | 平18－0331004第3の一の4（31）準用 |
|  | ⑴　虐待の未然防止事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、条例第３条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 |  |  |
|  | ⑵　虐待等の早期発見従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応を行ってください。 |  |  |
|  | ⑶　虐待等への迅速かつ適切な対応虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。 |  |  |
|  | 以上の観点を踏まえ、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の①から④に掲げる措置について点検を行ってください。 |  |  |
|  | ①　事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第41条の2第1号準用平18厚令34 第3条の38の2準用 |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用してください。一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 |  | 平18－0331004第3の一の4（31）①準用 |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。 |  |  |
|  | ※　また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。ア　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関することイ　虐待の防止のための指針の整備に関することウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関することエ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関することオ　従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関することカ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関することキ カの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること |  |  |
|  | ②　虐待の防止のための指針を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第41条の2第2号準用 |
|  | ※　「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。ア　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ウ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針エ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針オ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項カ　成年後見制度の利用支援に関する事項キ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項ク　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  | 平18－0331004第3の一の4（31）②準用 |
|  | ③　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。 | はい・いいえ | 条例第41条の2第3号準用 |
|  | ※　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。 |  | 平18－0331004第3の一の4（31）③準用 |
|  | ④　①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 | はい・いいえ | 条例第41条の2第4号準用 |
|  | ※　事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。 |  | 平18－0331004第3の一の4（31）④準用 |
| 52　会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | はい・いいえ | 条例第42条準用平18厚労令34第3条の39準用 |
| ※　具体的な会計処理の方法等については、以下の通知を参考として適切に行ってください。●　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年３月29日老高発0329第１号）●　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年３月28日老振発第18号）●　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年３月10日老計第８号） |  | 平18-0331004第3の一の4(32)準用 |
| 53　記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第202条第1項平18厚労令34第181条 |
| ②　利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。ア　居宅サービス計画イ　看護小規模多機能型居宅介護計画ウ　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録エ　主治の医師による指示の文書オ　看護小規模多機能型居宅介護報告書カ　提供した具体的なサービスの内容等の記録キ　市への通知に係る記録ク　苦情の内容等の記録ケ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録コ　運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録 | はい・いいえ | 条例第202条第2項【独自基準（市）】 |
|  | ※　「その完結の日」とは、アからケまでの記録については、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日、コについては運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とします。 |  | 平18－0331004第3のニのニの3(13)準用 |
| 第５　変更の届出等 |
| 54変更の届出等 | ①　事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、１０日以内に、その旨を市長（介護保険課）に届け出ていますか。 | はい・いいえ | 法第78条の5施行規則第131条の13第1項第5号留意事項　第１の１(5) |
| ※　集団指導資料および甲府市ホームページに掲載している「変更届提出書類一覧表」の項目に変更があった際には必ず変更届を提出してください。 |
| ※　「介護給付費算定に係る体制届」に係る加算等（算定する単位数が増えるもの）については、算定する月の前月１５日までに届出が必要です。 |
| ②　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市長（介護保険課）に届け出ていますか。 | はい・いいえ | 法第78条の5第2項,施行規則第131条の13第4項 |
| 第６　介護給付費関係 |
| 55基本的事　項 | ①　単位数算定の際の端数処理単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていますか。 | はい・いいえ | 平18留意事項第2の1(1) |
|  | ②　金額換算の際の端数処理算定された単位数から金額に換算する際に生ずる１円未満（小数点以下）の端数があるときは、端数を切り捨てていますか。　 | はい・いいえ | 平18厚労告126三 |
| 56サービス種類相互の算定関係 | ①　登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、複合型サービス費を算定していませんか。 | いない・いる | 平18厚労告126別表8の注9 |
|  ※　なお、看護小規模多機能型居宅介護を受けている間については、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費を除く指定居宅サービス並びに指定地域密着型サービスに係る費用の額は算定しません。 |  | 平18留意事項第2の1(2) |
|  |  ②　登録者が一の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、指定看護小規模多機能型居宅介護を受けている間は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に、複合型サービス費を算定していませんか。 | いない・いる | 平18厚労告126別表8の注10 |
| 57基本報酬の算定 | ①　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間１月につきそれぞれ看護小規模多機能型居宅介護費を算定していますか。 | はい・いいえ | 平18厚労告126別表8のイ　 |
|  | ※　月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間（登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで）に対応した単位数を算定することとします。また、月途中から看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に転居した場合又は月途中からから看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物から同一建物ではない建物に転居した場合には、居住していた期間に対応した単位数を算定することとします。 |  | 留意事項第2の5(1)①準用  |
|  | ※　「登録日」とは、利用者が看護小規模多機能型居宅介護事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日とします。また、「登録終了日」とは、利用者が看護小規模多機能型居宅介護事業者との間の利用契約を終了した日とします。 |  |  |
|  | ②　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一の建物に居住する登録者については、同一建物に居住する者に対して行う場合の看護小規模多機能型居宅介護支援費を算定していますか。 |  | 平18厚労告126別表8の注2 |
|  | ※　「同一建物」とは、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）を指すものであり、具体的には、当該建物の１階部分に看護小規模多機能型居宅介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。また、ここでいう同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護事業者と異なる場合であっても該当します。 |  | 留意事項第2の5(1)②準用 |
| 58人員基準欠如減算 | 職員の配置数が、人員基準上満たすべき員数を下回っている場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数にて算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 留意事項第2の1（8）① |
| 〔人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について〕 |  |  |
|  | ①　利用者数について人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数とは、当該年度の前年度（毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる年度）の平均を用います（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。）。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数（看護小規模多機能型居宅介護については、1日ごとの同時に通いサービスの提供を受けた者（短期利用居宅介護費を算定する者を含む。）の数の最大値を合計したもの）を当該前年度の日数で除して得た数とします（小数点第2位以下切り上げ）。 |  | 留意事項第2の1（8）② |
|  | （計算式）前年度の利用者等の延べ数÷前年度の日数＝利用者数 |  |  |
|  | ②　看護小規模多機能型居宅介護従業者（通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる者）の人員基準欠如について⑴　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合は、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算します。⑵　人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで利用者の全員について減算（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます。） |  | 留意事項第2の1（8）③ |
|  | （計算式）⑴　当該月に配置された職員の勤務延時間数÷当該月に配置すべき職員の勤務延時間数＜0.9⑵　0.9≦当該月に配置された職員の勤務延時間数÷当該月に配置すべき職員の勤務延時間数＜1.0 |  |  |
|  | ※　やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に１割の範囲内で減少した場合は、１月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなします。 |  |  |
|  | ③　看護師又は准看護師の人員基準欠如について看護師又は准看護師の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が減算されます（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます。）。 |  | 留意事項第2の1（8）④ |
|  | ④　介護支援専門員・サテライト事業所の研修修了者の人員基準欠如について　　その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が減算されます（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます。）。 |  | 留意事項第2の1（8）④ |
|  | ⑤　夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員及びサテライト事業所の訪問サービスの提供に当たる従業者の人員欠如についてある月において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、減算することとします。イ　当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が人員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合ロ　当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が人員基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合 |  | 留意事項第2の1（8）⑤ |
|  | ※　①～⑤について、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導します。また、当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定取消しを検討するものとします。 |  | 留意事項第2の1（8）⑥ |
| 59定員超過利用による減算 | 当該事業所の登録定員を上回る高齢者を登録させている場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数にて算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 留意事項第2の1（6）① |
| ※　この場合の登録者の数は、１月間（暦月）の登録者の数の平均を用います。この場合、１月間の登録者の数の平均は、当該月の全登録者の延数を当該月の日数で除して得た数とします（小数点以下切上げ）。 |  | 留意事項第2の1（6）② |
|  |  ※　登録者の数が、定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定されます。 |  | 留意事項第2の1（6）③ |
|  | ※　定員超過利用が行われている事業所に対しては、その解消を行うよう指導します。指導に従わず、定員超過利用が２月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討します。 |  | 留意事項第2の1（6）④ |
|  | ※　災害の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ない認められる場合については翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものします。 |  | 留意事項第2の1（6）⑤ |
|  | ※　過疎地域その他これに類する地域であって、地域の実情により当該地域における指定看護小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合に限り、人員及び設備に関する基準を満たすことを要件に、登録定員を超えてサービス提供を行うことが例外的に認められますが、当該定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月から所定単位数の減算を行うことはせず、一定の期間（市が登録定員の超過を認めた日から市介護保険事業計画の終期までの最大３年間を基本とします。ただし、次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、市が新規に代替サービスを整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次期の市介護保険事業計画の終期まで延長が可能とします。）に限り所定単位数の減算を行わないこととします。 |  | 留意事項第2の1（6）⑥ |
|  60短期利用居宅介護費 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市に届け出た指定看護小規模多機能居宅介護事業所において、指定看護小規模多機能居宅介護を行った場合に、登録者の要介護状態区分に応じて、短期利用居宅介護費としてそれぞれ所定単位数を算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表8の注3 |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕次のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚労告95第74号 |
|  | ①　利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定居宅介護支援専門員が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ②　利用の開始に当たって、あらかじめ７日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ③　人員に関する基準（「従業者の員数」を参照）に定める従業者の員数を置いていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ④　事業所において、「サービス提供が過少である場合の減算」を算定していませんか。 | いない・いる |  |
|  | ※　宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊サービスの利用定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用することとします。 |  | 留意事項第2の5（2）準用 |
| 61サービス提供が過少である場合の減算 | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者（短期利用居宅介護費を算定する者を除く。）１人当たり平均回数が、週４回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表8の注4 |
| ※　「登録者一人当たりの平均回数」は、暦月ごとに以下のアからウまでの算定方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、７を乗ずることによって算定してください。ア　 通いサービスは、１人の登録者が１日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては、複数回の算定を可能とします。イ　 訪問サービスは、１回の訪問を１回のサービス提供として算定します。なお、看護小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。ウ　 宿泊サービスについては、１泊を１回として算定します。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合はそれぞれ１回とし、計２回として算定してください。 |  | 留意事項第2の9（3）① |
|  | ※　登録者が月途中に利用を開始又は終了した場合にあたっては、利用開始日の前日以前又は利用終了日の翌日以降の日数については、上記の日数の算定の際に控除してください。登録者が入院した場合の入院日（入院初日及び退院日を除く。）についても同様の取扱いとします。 |  | 留意事項第2の9（3）② |
|  | ※　市は、サービス提供回数が過少である状態が継続する場合には、事業所に対し適切なサービス提供を指導します。 |  | 留意事項第2の9（3）③ |
| 62サテライト体制未整備減算 | 看護小規模多機能型居宅介護費については、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「サテライト事業所」といいます。）または当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所（以下、「本体事業所」といいます。）において、訪問看護体制減算における届出をしている場合にあっては、サテライト体制未整備減算として、１月につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表8の注5 |
|  |  ※　例えば、サテライト事業所が訪問看護体制減算の届出を行っている場合には、本地事業所と当該サテライト事業所が共に当該減算を算定することとなります。 |  | 留意事項第2の9(4)① |
|  | ※　サテライト事業所の開始にあたって、訪問看護体制減算の実績の計算に必要な前３月間において、本体事業所が訪問看護体制減算を届出していない期間に限り、サテライト事業所及び本体事業所はサテライト体制未整備減算を算定する必要はないものとします。なお、サテライト事業所は訪問看護体制減算の実績を継続的に確認するものとし、４月目以降において訪問看護体制減算に該当し届出を行う場合には、サテライト体制未整備減算を算定します。 |  | 留意事項第2の9(4)② |
|  | ※　サテライト事業所及び本体事業所については、訪問看護体制減算の実績を継続的に確認するものとし、当該加算の届出の有無については、相互に情報を共有してください。 |  | 留意事項第2の9(4)③ |
| 63特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算 | 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の看護小規模多機能型居宅介護従業者が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算として、１月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表8の注6 |
| 〔甲府市内加算対象地域〕梯町、古関町 |  | 平24厚労告120 |
|  | ※　県内対象地域については山梨県ホームページでご確認ください。 |  |  |
|  | ※　「その一部として使用される事務所」とは、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等（以下「サテライト事業所」という。）とし、例えば、本体の事業所が上記の地域以外に所在し、サテライト事業所が上記の地域に所在する場合、本体事業所を業務の本拠とする看護小規模多機能型居宅介護従業者による看護小規模多機能型居宅介護は加算の対象とならず、サテライト事業所を業務の本拠とする看護小規模多機能型居宅介護従業者による看護小規模多機能型居宅介護は加算の対象となります。　　　サテライト事業所のみが上記の地域に所在する場合には、当該サテライト事業所を本拠とする看護小規模多機能型居宅介護従業者を明確とするとともに、当該サテライト事業所から提供した具体的なサービス内容等の記録を行い、管理することとします。 |  | 留意事項第2の2(5) |
|  64中山間地域等における看護小規模事業所加算 | 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の看護小規模多機能型居宅介護従業者が指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は**、**看護小規模多機能型居宅介護費については１月につき、短期利用居宅介護費については１日につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表8の注7 |
|  | 〔甲府市内加算対象地域〕　梯町、古関町 |  | 平21厚労告83第１号 |
|  | ※　県内対象地域については山梨県ホームページでご確認ください。 |
|  | ※　当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があります。 |  | 留意事項第2の2（6）④準用 |
| 65中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合、所定の単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表8の注8 |
| 〔甲府市内加算対象地域〕梯町、古関町 |  | 平21厚労告83第１号 |
| ※　県内対象地域については山梨県ホームページでご確認ください。 |  |
|  | ※　当該加算を算定する利用者については、通常の事業の実施地域を越えて行う交通費の支払いを受けることはできません。 |  | 留意事項第2の2（7）準用 |
| 66訪問看護体制減算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た看護小規模多機能型居宅介護事業所については、訪問看護体制減算として、要介護状態区分が要介護１、要介護２又は要介護３である者については１月につき925単位を、要介護４である者については１月につき1,850単位を、要介護５である者については1月につき2,914単位を所定単位数から減算していますか。 | はい・いいえ | 平18厚労告126別表8の注11 |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕次のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚労告95第75号 |
|  | ①　算定日が属する月の前３月間において、事業所における利用者（短期利用居宅介護費を算定する者を除きます。以下同じ。）の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービス費を提供した利用者の占める割合が100分の30未満に該当していませんか。 | いない・いる |  |
|  | ②　算定日が属する月の前３月間において、事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の30未満に該当していませんか。 | いない・いる |  |
|  | ③　算定日が属する月の前３月間において、事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の5未満に該当していませんか。 | いない・いる |  |
|  | ※　①から③における利用者の割合については、以下の方法にて、それぞれの割合を算出してください。① 主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した実利用者数÷実利用者総数② 緊急時訪問看護加算を算定した利用者÷実利用者総数③ 特別管理加算を算定した利用者÷実利用者総数 |  |  |
|  | ※　上記①から③までに規定する実利用者数は、前３月間において、当該事業所が提供する看護サービスを２回以上利用した者、または当該事業所で当該加算を２回以上算定した者であっても、１として数えます。そのため、①から③までに規定する割合の算出において、利用者には、当該事業所を現に利用していない者も含むことに留意してください。また、算定日が属する月の前３月間において複合型サービス費のうち短期利用居宅介護費のみを算定した者はを含みません。 |  |  |
| 67末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 | 看護小規模多機能型居宅介護を利用する者の主治の医師が、当該者が末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合は、要介護状態区分が要介護１、要介護２又は要介護３である者については１月につき925単位を、要介護４である者については１月につき1,850単位を、要介護５である者については１月につき2,914単位を所定単位数から減算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表8の注12 |
| 〔厚生労働大臣が定める疾病等〕多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患【進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ３以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）をいう。】多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 |  | 平27厚労告94第51号 |
|  | ※　看護サービスは主治の医師による指示もしくは主治の医師の判断に基づいて交付された指示書の有効期間内に行ってください。 |  | 留意事項第2の9（9） |
|  | ※　月途中から医療保険の給付の対象となる場合又は月途中から医療保険の給付の対象外となる場合には、医療保険の給付の対象となる期間に応じて単位数を減算してください。なお、医療保険の給付の対象となる期間については、主治の医師による指示に基づくものとします。 |  | 留意事項第2の9（10）② |
| 68特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 | 看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）が、当該者が急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示を行った場合は、当該指示の日数に、要介護状態区分が要介護１、要介護２又は要介護３である者については１日につき30単位を、要介護４である者については１日につき60単位を、要介護５である者については１日につき95単位を乗じて得た単位数を所定単位数から減算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表8の注13 |
| ※　利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示又は特別指示書の交付があった場合は、交付の日から14日間を限度として医療保険の訪問看護の給付対象となるものであり、当該月における当該特別指示の日数に応じて減算してください。 |  | 留意事項第2の9（10）③ |
|  | ※　医療機関における特別指示については頻回な訪問看護が必要な理由、その期間等については診療録に記載しなければなりません。 |  | 留意事項第2の9（10）④ |
| 69初期加算 | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間及び30日を超える病院又は診療所への入院後に指定小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合は、初期加算として、１日につき30単位を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ | 平18厚労告126別表8のハ |
| 70認知症加算 | 別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合には、認知症加算として１月につき認知症加算の所定単位数を算定していますか。ただし、短期利用居宅介護費を算定している場合は算定できません。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表8の二 |
| 認知症加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　800単位 | [ ]  |  |
| 認知症加算（Ⅱ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　500単位 | [ ]  |  |
| 〔厚生労働大臣が定める登録者〕 |  | 平27厚労告94第38号 |
| ⑴　認知症加算（Ⅰ）日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから、介護を必要とする認知症の者に該当していますか。 | はい・いいえ |
|  | ⑵　認知症加算（Ⅱ）要介護状態区分が要介護２である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者に該当していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ※　「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当するものを指し、「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅡに該当する者を指します。 |  | 留意事項第2の5（7）準用 |
| 71認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 短期利用居宅介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、認知症行動・心理症状緊急対応加算として、利用を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき200単位を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表8のホ |
|  | ※　「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指すものです。 |  | 留意事項第2の5（8）①準用 |
|  | ※ 本加算は、利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用（短期利用居宅介護費）が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始した場合に算定することができます。本加算は医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できます。この際、短期利用（短期利用居宅介護費）ではなく、医療機関における対応が必要であると判断される場合にあっては、速やかに適当な医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取り計らう必要があります。 |  | 留意事項第2の5（8）②準用 |
|  | ※　次に掲げる者が、直接、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始した場合には、当該加算は算定できません。ア　病院又は診療所に入院中の者イ　介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者ウ　認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者 |  | 留意事項第2の5（8）③準用 |
|  | ※　判断を行った医師は、診療録等に症状、判断の内容等を記録しておいてください。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録しておいてください。 |  | 留意事項第2の5（8）④準用 |
|  | ※　７日を限度として算定することとあるのは、本加算が「認知症の行動・心理症状」が認められる利用者を受け入れる際の初期の手間を評価したものであるためであり、利用開始後８日目以降の短期利用（短期利用居宅介護費）の継続を妨げるものではないことに留意してください。 |  | 留意事項第2の5（8）⑤準用 |
| 72若年性認知症利用者受入加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、１月につき800単位を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表8のへ |
| ※　認知症加算を算定している場合は、算定できません。 |  |  |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  | 平27厚労告95第18号 |
| 受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別に担当者を定めていますか。 | はい・いいえ |
|  |  ※　受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行ってください。 |  | 留意事項第2の3の2（14）準用 |
| 73栄養アセスメント加算 | 次の⑴から⑷のいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、１月につき50単位を所定単位数に加算していますか。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定できません | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表8のト |
|  | ※　栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 |  | 留意事項第2の3の2（15）①準用 |
|  | ⑴　当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置していますか | はい・いいえ | 平18厚労告126別表8のト(1) |
|  | ※　当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を１名以上配置して行ってください。 |  | 留意事項第2の3の2（15）②準用 |
|  | ⑵ー１利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下、「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応していますか。 | はい・いいえ | 平18厚労告126別表8のト(2) |
|  | ⑵－２栄養アセスメントについては、３月に１回以上、アからエまでに掲げる手順により行っていますか。ア 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。イ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。ウ ア及びイの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。エ 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。 | はい・いいえ | 留意事項第2の3の2（15）③準用 |
|  | ⑵－３　利用者の体重については、１月毎に測定していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ※　原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定できませんが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定することができます。 |  | 留意事項第2の3の2（15）④準用 |
|  | ⑶ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。 | はい・いいえ | 平18厚労告126別表8のト(3) |
|  | ※　厚生労働省への情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととします。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。サービスの質の向上を図るため、ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定（Plan）、当該決定に基づく支援の提供（Do)、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、サービスの質の管理を行ってください。 |  | 留意事項第2の3の2（15）⑤準用 |
|  | ⑷ 定員超過減算及び人員欠如減算に該当していませんか。 | いない・いる | 平18厚労告126別表8のト(4) |
| 74栄養改善加算 | 　　次の⑴～⑸のいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、３月以内の期間に限り１月に２回を限度として１回につき200単位を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表8のチ |
|  | ※　栄養改善サービスの開始から３月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。 |  |  |
|  | ※　栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 |  | 留意事項第2の3の2（16）①準用 |
|  | ⑴　当該事業所の従業者として又は外部（他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を１名以上配置していますか | はい・いいえ | 平18厚労告126別表8のチ(1) |
|  | ※　当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を１名以上配置して行ってください。 |  | 留意事項第2の3の2（16）②準用 |
|  | ⑵　利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していますか。 | はい・いいえ | 平18厚労告126別表8のチ(2) |
|  | ※　栄養改善加算を算定できる利用者は、次のア～オのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とします。　ア　ＢＭＩが18.5未満である者　イ　１～６月間で３％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年６月９日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.(11)の項目が「１」に該当する者　ウ　血清アルブミン値が3.5g／dl以下である者　エ　食事摂取量が不良（75％以下）である者　オ　その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者 |  | 留意事項第2の3の2（16）③準用 |
|  | ※　なお、次のような問題を有する者については、上記ア～オのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認してください。　・　口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。）　・　生活機能の低下の問題　・　褥瘡に関する問題　・　食欲の低下の問題　・　閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。）　・　認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。）　・　うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、２項目以上「１」に該当する者などを含む。） |  |  |
|  | ⑶　利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していますか。 | はい・いいえ | 平18厚労告126別表8のチ(3) |
|  | ⑶－２　栄養改善サービスの提供は、次のアからカに掲げる手順を経て行っていますか。 | はい・いいえ | 留意事項第2の3の2（16）④準用 |
|  | ア　利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。イ　利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行い、管理栄養士等及びその他の職種の者が共同して、栄養食時相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。ウ　栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。エ　栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。オ　利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね３月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。カ　サービスの提供の記録において、利用者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとすること。 |  |  |
|  | ※　イにおいて作成した栄養計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得てください。 |  |  |
|  | ⑷　利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していますか。 | はい・いいえ | 平18厚労告126別表8のチ(4) |
|  | ※　おおむね３月ごとの評価の結果、〔栄養改善加算を算定できる利用者〕のアからオに該当するものであって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できるものと認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供してください。 |  | 留意事項第2の3の2（16）⑤準用 |
|  | ⑸　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。 | いない・いる | 平18厚労告126別表8のチ(5) |
| 75口腔・栄養スクリーニング加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、口腔・栄養スクリーニング加算として、１回につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表８のリ |
|  | ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しません。 |  |  |
|  | ⑴　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　20単位 | [ ]  |  |
|  | ⑵　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 5単位 | [ ]  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | ⑴　口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)　　次のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚労告95第19の2号イ |
|  | ①　利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ②　利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ③　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。 | いない・いる |  |
|  | ④　算定日が属する月が、次のいずれにも該当していませんか。 | いない・いる |  |
|  | ア　栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係わる栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。 |  |  |
|  | イ　当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係わる口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 |  |  |
|  | ⑵　口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)　　次のいずれかに適合すること。 |  | 平27厚労告95第19の2号ロ |
|  | ①　次のいずれにも適合していますか。 | はい・いいえ該当なし |  |
|  | ア　口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)の①から③に掲げる基準に適合していること。 |  |
|  | イ　算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係わる栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。 |  |  |
|  | ウ　算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 |  |  |
|  | ②　次のいずれにも適合していますか。 | はい・いいえ該当なし |  |
|  | ア　口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)の②及び③に掲げる基準に適合していること。 |  |
|  | イ　算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係わる栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。 |  |  |
|  | ウ　算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 |  |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ①　口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行っていますか。 | はい・いいえ | 留意事項第2の3の2（17）①準用 |
|  | ②　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施していますか。 | はい・いいえ | 留意事項第2の3の2（17）②準用 |
|  | ※　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）の基準に規定する場合にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定することができます。 |  |  |
|  | ③　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供していますか。 | はい・いいえ | 留意事項第2の3の2（17）③準用 |
|  | ア　口腔スクリーニングａ 硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者ｂ 入れ歯を使っている者ｃ むせやすい者 |  |  |
|  | イ　栄養スクリーニングａ ＢＭＩが18.5 未満である者ｂ １～６月間で３％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18 年６月９日老発第0609001 号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストの№11 の項目　が「１」に該当する者ｃ 血清アルブミン値が3.5ｇ／dl 以下である者ｄ 食事摂取量が不良（75％以下）である者 |  |  |
|  |  ④　口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施していますか。 | はい・いいえ | 留意事項第2の3の2（17）④準用 |
|  |  ※　口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係わる栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係わる口腔機能向上サービスの提供が必要だと判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できます。 |  | 留意事項第2の3の2（17）⑤準用 |
| 76口腔機能向上加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、基準に掲げる区分に従い、３月以内の期間に限り１月に２回を限度として１回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、 |  | 平18厚労告126別表８のヌ |
|  | ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 |  |  |
|  | ※　口腔機能向上サービスの開始から３月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要であると認められる利用者については、引き続き算定することができます。 |  |  |
|  | ※　口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 |  | 留意事項第2の3の2（18）①準用 |
|  | ⑴　口腔機能向上加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　150単位 | [ ]  |  |
|  | ⑵　口腔機能向上加算（Ⅱ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　160単位 | [ ]  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | ⑴　口腔機能向上加算（Ⅰ）　 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚労告95第75の2号イ |
|  | ①　言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置しているますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ②　利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ③　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ④　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑤　定員超過減算及び人員欠如減算に該当していませんか。 | いない・いる |  |
|  | ⑵　口腔機能向上加算（Ⅰ）　 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚労告95第75の2号ロ |
|  | ①　口腔機能向上加算（Ⅰ）の①から⑤までのいずれにも適合していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ②　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ※　厚生労働省への情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととします。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。サービスの質の向上を図るため、ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成（Plan）、当該計画に基づく支援の提供（Do)、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、サービスの質の管理を行ってください。 |  | 留意事項第2の3の2（18）⑦準用 |
|  | 〔口腔機能向上加算を算定できる利用者〕　 |  |  |
|  | 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のア～ウまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者ですか。ア　認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の３項目のいずれかの項目において「１」以外に該当する者イ　基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の３項目のうち、２項目以上が｢１｣に該当する者ウ　その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者 | はい・いいえ | 留意事項第2の3の2（18）③準用 |
|  | ※　利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じてください。 |  | 留意事項第2の3の2（18）④準用 |
|  | ※　利用者が歯科医療を受診している場合であって、次のア又はイのいずれかに該当する場合にあっては、本加算は算定できません。ア　医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合　イ　医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合 |  |  |
|  | 〔口腔機能向上サービスの提供の手順〕 |  | 留意事項第2の3の2（18）⑤準用 |
|  | ①　利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握していますか。 | はい・いいえ |
|  | ②　利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行っていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ③　言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ④　作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑤　口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑥　口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑦　利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね３月ごとに口腔機能の状態の評価を行っていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑧　⑦の評価の結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑨　⑦の評価の結果、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供していますか。ア　口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事接取等の口腔機能の低下が認められる状態の者イ　口腔機能向上サービスを継続しないことにより、口腔機能が著しく低下するおそれのある者 | はい・いいえ | 留意事項第2の3の2（18）⑥準用 |
|  | ※　サービスの提供の記録において、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はありません。 |  | 留意事項第2の3の2（18）⑤ホ準用 |
|  | ※　口腔機能向上サービスの適切な実施のため、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日老認発0316第３号、老老発0316第２号）」を参照してください。 |  |  |
| 77退院時共同指導加算 | 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後、当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、当該退院又は退所につき１回（特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものをいう。）については２回）に限り、退院時共同指導加算として、600単位を加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表８のル |
|  | 〔厚生労働大臣が定める状態〕次のいずれかに該当する状態 |  | 平27厚労告94第53号 |
|  |  ⑴　医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態ですか。 | はい・いいえ該当なし |  |
|  | ⑵　医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態ですか。 | はい・いいえ該当なし |  |
|  |  ⑶　人工肛門又は人口膀胱を設置している状態ですか。 | はい・いいえ該当なし |  |
|  |  ⑷　真皮を越える褥瘡の状態ですか。 | はい・いいえ該当なし |  |
|  |  ⑸　点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態ですか。 | はい・いいえ該当なし |  |
|  |  〔留意事項〕 |  |  |
|  | ※　当該加算は、初回の訪問看護を実施した日に算定することとします。なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できます。 また、退院時共同指導は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができます。ただし、テレビ電話装置等の活用については当該利用者又はその看護に当たる者の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  | 留意事項第2の2（12）①準用 |
|  | ※　２回の当該加算の算定が可能である利用者に対して複数の看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は訪問看護ステーションが退院時共同指導を行う場合にあっては、１回ずつの算定も可能です。 |  | 留意事項第2の2（12）②準用 |
|  | ※　複数の看護小規模多機能型居宅介護等が退院時共同指導を行う場合には、主治の医師の所属する保険医療機関又は介護老人保健施設に対し、他の看護小規模多機能型居宅介護等における退院時共同指導の実施の有無について確認してください。 |  | 留意事項第2の2（12）③準用 |
|  | ※　退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した場合の当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における当該加算は算定できません（特別な管理を必要とする利用者の場合を除く）。 |  | 留意事項第2の2（12）④準用 |
|  | ※　退院時共同指導を行った場合は、その内容を看護小規模多機能型居宅介護記録書に記載してください。 |  | 留意事項第2の2（12）⑤準用 |
| 78緊急時訪問看護加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出ており、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスに限る）には、緊急時訪問看護加算として、１月につき574単位を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表８のヲ |
|  |  〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  | 平27厚労告95第76号 |
|  | 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制を整えていますか。 | はい・いいえ該当なし |
|  |  〔留意事項〕 |  |  |
|  | ①　当該事業所の看護師等が訪問看護を受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算していますか。 | はい・いいえ | 留意事項第2の2（8）①準用 |
|  | ※　緊急時訪問看護加算については、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月の所定単位数に加算するものとします。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した場合の当該各サービスにおける緊急時訪問看護加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における24時間連絡体制加算及び24時間対応体制加算は算定できません。 |  | 留意事項第2の2（8）②準用 |
|  | ②　①の説明を行う際、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認を行っていますか。 | はい・いいえ | 留意事項第2の2（8）③準用 |
|  |  ※　緊急時訪問看護加算は、１人の利用者に対し、１か所の事業所に限り算定できます。 |  |  |
|  | ※　緊急時訪問看護加算の届出は利用者や居宅介護支援事業所が看護小規模多機能型居宅介護事業所を選定する上で必要な情報として届け出てください。なお、緊急時訪問看護加算の算定に当たっては、届出を受理した日から算定することができます。 |  | 留意事項第2の2（8）④準用 |
| 79特別管理加算 | 指定看護小規模多機能型居宅介護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、特別管理加算として、１月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表８のワ |
|  | ⑴　特別管理加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　500単位 | [ ]  |  |
|  | ⑵　特別管理加算（Ⅱ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　250単位 | [ ]  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める区分〕 |  | 平27厚労告95第54号 |
|  | ⑴ 特別管理加算（Ⅰ）　 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態（「退院時共同指導加算」の「厚生労働大臣が定める状態」を参照してください。）の⑴の状態にある者に対して看護小規模多機能型居宅介護を行う場合に算定していますか。 | はい・いいえ該当なし |
|  | ⑵　特別管理加算（Ⅱ）　特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態（「退院時共同指導加算」の「厚生労働大臣が定める状態」を参照してください。）の⑵、⑶、⑷又は⑸の状態にある者に対して看護小規模多機能型居宅介護を行う場合に算定していますか。 | はい・いいえ該当なし |  |
|  | 　〔留意事項〕 |  |  |
|  | ※　特別管理加算については、利用者や居宅介護支援事業所が看護小規模多機能型居宅介護事業所を選定する上で必要な情報として届け出てください。 |  | 留意事項第2の2（9）①準用 |
|  | ※　特別管理加算は、介護保険の給付対象となる看護サービスを行った日の属する月に算定するものとします。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算を請求できません。 |  | 留意事項第2の2（9）②準用 |
|  | ※　特別管理加算は、１人の利用者に対し、１か所の事業所に限り算定できます。 |  | 留意事項第2の2（9）③準用 |
|  | ※　「真皮を越える褥瘡の状態」とは、NPUAP分類Ⅲ度もしくはⅣ度又はDESIGN分類（日本褥瘡学会によるもの）D３，D４もしくはD５に該当する状態をいいます。 |  | 留意事項第2の2（9）④準用 |
|  | ※　「真皮を越える褥瘡の状態にある者」に対して特別管理加算を算定する場合には、定期的（１週間に１回以上）に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価（褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット）を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケア（利用者の家族等に行う指導を含む）について看護小規模多機能型居宅介護記録書に記録してください。 |  | 留意事項第2の2（9）⑤準用 |
|  | ※　「点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態」とは、主治の医師が点滴注射を週３日以上行うことが必要である旨の指示を看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して行った場合であって、かつ、当該事業所の看護職員が週３日以上点滴注射を実施している状態をいいます。 |  | 留意事項第2の2（9）⑥準用 |
|  | ※　点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態にある者に対して特別管理加算を算定する場合は、点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、主治の医師に対して速やかに当該者の状態を報告するとともに、看護小規模多機能型居宅介護記録書に点滴注射の実施内容を記録してください。 |  | 留意事項第2の2（9）⑦準用 |
|  | ※　訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行ってください。 |  | 留意事項第2の2（9）⑧準用 |
| 80ターミナルケア加算 | 在宅又は看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た看護小規模多機能型居宅介護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に２回（死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に訪問看護を行っている場合にあっては、１日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅又は看護小規模多機能型居宅介護事業所以外で死亡した場合も含む）は、ターミナルケア加算として、当該利用者の死亡月につき2,000単位を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表８のカ |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  | 平27厚労告95第77号 |
|  | ①　ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡がとれる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制を整備していますか。 | はい・いいえ |
|  | ②　主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ③　ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める状態〕　次のいずれかの該当する状態 |  | 平27厚労告94第55号 |
|  | ①　多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ３以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう）多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態ですか。 | はい・いいえ該当なし |
|  |  ②　急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態ですか。 | はい・いいえ該当なし |  |
|  |  〔留意事項〕 |  |  |
|  | ※　ターミナルケア加算については、在宅又は看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡した利用者の死亡月に算定することとされていますが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとします。 |  | 留意事項第2の2（10）①準用 |
|  | ※　ターミナルケア加算は、１人の利用者に対し、１か所の事業所に限り算定できます。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算（以下「ターミナルケア加算等」という）は算定できません。 |  | 留意事項第2の2（10）②準用 |
|  | ※　一の事業所において、死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ１日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定してください。この場合において他制度の保険によるターミナルケア加算等は算定できません。 |  | 留意事項第2の2（10）③準用 |
|  | ※　ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を看護小規模多機能型居宅介護記録書に記録しなければなりません。① 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録②　療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録③　看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録　　　なお、③については、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応してください。 |  | 留意事項第2の2（10）④準用 |
|  | ※　ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができます。 |  | 留意事項第2の2（10）⑤準用 |
|  | ※　ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めてください。 |  | 留意事項第2の2（10）⑥準用 |
| 81看護体制強化加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、看護体制強化加算として、１月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表８のヨ |
|  |  ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げる他の加算は算定しません。 |  |  |
|  |  ⑴　看護体制強化加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　3,000単位 | [ ]  |  |
|  |  ⑵　看護体制強化加算（Ⅱ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2,500単位 | [ ]  |  |
|  |  〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | ⑴　看護体制強化加算（Ⅰ）　　次のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚労告95第78号イ |
|  |  ①　算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した実利用者数の占める割合が100分の80以上ですか。 | はい・いいえ |  |
|  | ②　算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数の占める割合が100分の50以上ですか | はい・いいえ |  |
|  | ③　算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した実利用者数の占める割合が100分の20以上ですか。 | はい・いいえ |  |
|  | ④　算定日が属する月の前12月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上ですか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑤　登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出をしていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑵　看護体制強化加算（Ⅱ）　　看護体制強化加算（Ⅰ）の①から③までのすべてに適合していますか。 | はい・いいえ | 平27厚労告95第78号ロ |
|  | ※　厚生労働大臣が定める基準に適合するか割合を確認する際の計算方法については、「訪問看護体制減算」と同様の計算方法にて確認をしてください。 |  | 留意事項第2の9（23）② |
|  |  〔留意事項〕 |  |  |
|  |  ①　当該加算を算定するに当たっては当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護師等が、当該加算の内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 留意事項第2の9（23）③ |
|  | ②　厚生労働大臣が定める基準に関する割合並びに人数については、継続的に所定の基準を維持するとともに、台帳等により毎月記録していますか。 | はい・いいえ | 留意事項第2の9（23）④ |
|  | ※　所定の基準を下回った場合については、変更届を提出してください。 |  |  |
|  | ※　看護体制強化加算は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者によって(Ⅰ)又は(Ⅱ)を選択的に算定することができないものであり、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所においていずれか一方のみを届出してください。 |  | 留意事項第2の9（23）⑥ |
|  | ※　看護体制強化加算については、区分支給限度基準額から控除します。 |  | 留意事項第2の9（23）⑦ |
| 82訪問体制強化加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出ており、登録者の居宅における生活を継続するための指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、訪問体制強化加算として、１月につき1,000単位を加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表８のタ |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚労告95第78の2号 |
| ①　指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。）を２名以上配置していますか。 | はい・いいえ |
| ②　算定日が属する月における提供回数について、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が１月当たり200回以上ですか。 | はい・いいえ |  |
| ※　②について、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホームもしくは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって登録を受けた者に限る。）を併設する場合は、登録者の総数のうち看護小規模多機能型居宅介護費（同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合）を算定する者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合の報酬を算定する登録者に対する延べ訪問回数が１月当たり200回以上であることが必要です。 |  |  |
| 〔留意事項〕 |  |  |
| ※　当該加算を算定する際は、上記②の根拠となる訪問サービスの内容を記録しておいてください。 |  | 留意事項第2の9（24）① |
|  | ※　「訪問サービスを担当する常勤の従業者」は、訪問サービスのみを行う従業者として固定しなければならないという趣旨ではなく、訪問サービスも行っている常勤の従業者を２名以上配置した場合に算定が可能です。 |  | 留意事項第2の9（24）② |
|  | ※　「訪問サービスの提供回数」は、歴月ごとに１回の訪問を１回のサービス提供として算定してください。なお、訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。　 |  | 留意事項第2の9（24）③ |
|  | ※　事業所と同一建物に集合住宅を併設する場合は、各月の前月の末日時点（新たに事業を開始し、又は再開した事業所については事業開始（再開）日）における登録者のうち同一建物居住者以外の者（同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合の報酬を算定する者）の占める割合が100分の50以上であって、かつ、要件を満たす場合に算定します。ただし、「訪問サービスの提供回数」は同一建物居住者以外の者に対する訪問サービスの提供回数について計算を行ってください。 |  | 留意事項第2の9（24）④ |
| 83総合マネジメント体制強化加算 | 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出ており、指定看護小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、総合マネジメント体制強化加算として、１月につき1,000単位を加算していますか | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表8のレ |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚労告95第79号 |
| ①　利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者（が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていますか。 | はい・いいえ |
| ②　地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供することのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行っていますか。 | はい・いいえ |  |
| ③　利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していますか。 | はい・いいえ |  |
| ※　地域の行事や活動の例ア　登録者の家族や登録者と関わる地域住民等からの利用者に関する相談への対応イ　登録者が住み慣れた地域で生活を継続するために、当該地域における課題を掘り起し、地域住民や市町村等とともに解決する取組（行政や地域包括支援センターが開催する地域での会議への参加、町内会や自治会の活動への参加、認知症や介護に関する研修の実施等）ウ　登録者が住み慣れた地域との絆を継続するための取組（登録者となじみの関係がある地域住民や商店等との関わり、地域の行事への参加等） |  | 留意事項第2の5（12）②準用 |
| 〔留意事項〕 |  |  |
| ※　総合マネジメント体制強化加算は、看護小規模多機能型居宅介護事業所において、登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、登録者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて「通い・訪問、・宿泊」を柔軟に組み合わせて提供するために、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取組を評価するものです。 |  | 留意事項第2の9（25）① |
| ※　厚生労働大臣が定める基準の②については、看護小規模多機能型居宅介護が地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図るとともに、地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他関係施設に対し、事業所において提供することができる具体的なサービス内容等について日常的に情報提供を行うこととします。 |  | 留意事項第2の2（13）②ロ準用 |
| ※　「その他の関係施設」とは、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービス事業所又は居宅介護支援事業所をいいます。また、「具体的な内容に関する情報提供」とは、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が受け入れ可能な利用者の状態及び提供可能な看護サービス（例えば人工呼吸器を装着した利用者の管理）等に関する情報提供をいいます。 |  | 留意事項第2の9（25）③ |
| 84褥瘡マネジメント加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとの褥瘡を管理した場合は、褥瘡マネジメント加算として、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表8のソ |
|  |  ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合ににおいては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 |  |  |
|  |  ⑴　褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３単位 | [ ]  |  |
|  |  ⑵　褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１３単位 | [ ]  |  |
|  |  〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  |  ⑴　褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）　　次のいずれにも適合すること。 |  | 平18厚労告95第71の2号イ |
|  |  ①　入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、その後少なくとも３月に１回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。 | はい・いいえ |  |
|  |  ※　評価は、留意事項通知の別紙様式５「褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書」を用いて、褥瘡の状態及び褥瘡の発生と関連のあるリスクについて実施してください。 |  | 留意事項第2の9(26)③ |
|  |  ※　評価結果等の情報の提出については、LIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 |  | 留意事項第2の9(26)⑤ |
|  |  ②　①の評価結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していますか。 | はい・いいえ |  |
|  |  ※　褥瘡ケア計画については、褥瘡管理に対する各種ガイドラインを参考にしながら、利用者ごとに、褥瘡管理に関する事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項や、利用者の状態を考慮した評価を行う間隔等を検討し、「褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書」を用いて作成することとします。なお、褥瘡ケア計画に相当する内容を居宅サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって褥瘡ケア計画の作成に代えることができるものとします。 |  | 留意事項第2の9(26)⑥ |
|  |  ③　入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ※　褥瘡ケア計画に基づいたケアを実施する際には、褥瘡ケア・マネジメントの対象となる利用者またはその家族に説明し、その同意を得ることとします。 |  | 留意事項第2の9(26)⑦ |
|  | ④　①の評価に基づき、少なくとも３月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直していますか。 | はい・いいえ |  |
|  |  ※　褥瘡ケア計画の見直しは、褥瘡ケア計画に実施上の問題（褥瘡管理の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに実施してください。その際、PDCAの推進及び褥瘡管理に係わる質の向上を図る観点から、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用してください。 |  | 留意事項第2の9(26)⑧ |
|  |  ⑵　褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）　　次のいずれにも適合すること。 |  | 平18厚労告95第71の2号ロ |
|  |  ①　褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の①から④までのいずれにも適合していますか。 | はい・いいえ |  |
|  |  ②　褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の①の評価の結果、施設入所時または利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者または利用者について、褥瘡が発生していませんか。 | いない・いる |  |
|  |  〔留意事項〕 |  |  |
|  |  ※　褥瘡マネジメント加算は、褥瘡管理に係わる質の向上を図るため、他職種の共同により、利用者が褥瘡管理をする要因の分析を踏まえた褥瘡ケア計画の作成（Plan）、当該計画に基づく褥瘡管理の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）とその結果を踏まえた当該結果の見直し（Action）といったサイクルの構築を通じて、継続的に褥瘡管理に係わる質の管理を行った場合に加算します。 |  | 留意事項第2の9(26)① |
|  |  ※　褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）は、原則として要介護度３以上の利用者全員を対象として利用者ごとに厚生労働大臣が定める基準に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の要介護度３以上の利用者全員に対して算定できます。（褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）を算定する者を除く。） |  | 留意事項第2の9(26)② |
|  | ※　褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の①の利用開始時の評価は、褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の①から④までの要件に適合しているものとして市長に届け出た日の属する月の及び当該月以降の新規利用者については、当該者の利用開始時に行うこととし、届出の日の属する月の前月において既に利用している物（既利用者）については、介護記録等に基づき、利用開始時における評価を行うこととします。褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）は、褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たす事業所において、当該評価の結果、利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について、利用開始日の属する月の翌月以降に「褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書」を用いて評価を実施し、当該月に「褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書」の持続する発赤（ｄ１）以上の褥瘡の発症がない場合に、所定単位数を算定することができます。ただし、利用開始時に褥瘡があった利用者については、当該褥瘡の治癒後に、褥瘡の再発がない場合に算定できます。 |  | 留意事項第2の9(26)④⑨ |
|  |  ※　褥瘡管理に当たっては、事業所ごとに当該マネジメントの実施に必要な褥瘡管理に係わるマニュアルを整備し、当該マニュアルに基づき実施することが望ましいです。 |  | 留意事項第2の9(26)⑩ |
| 85排せつ支援加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、排せつ支援加算として１月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表8のツ |
|  |  ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合ににおいては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 |  |  |
|  |  ⑴　排せつ支援加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　10単位 | [ ]  |  |
|  |  ⑵　排せつ支援加算（Ⅱ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　15単位 | [ ]  |  |
|  |  ⑶　排せつ支援加算（Ⅲ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　20単位 | [ ]  |  |
|  |  〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  |  ⑴　排せつ支援加算（Ⅰ）　　次のいずれにも適合すること。 |  | 平18厚労告95第71の3号イ |
|  |  ①　利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が利用開始時に評価し、その後少なくとも６月に１回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。 | はい・いいえ |  |
|  |  ※　評価は、留意事項通知の別紙様式６「排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画書」を用いて、排尿・排便の状態及びおむつ使用の有無並びに特別な支援が行われた場合におけるそれらの３か月後の見込みについて実施してください。 |  | 留意事項第2の9(27)④ |
|  |  ※　評価を医師と連携した看護師が行った場合は、その内容を支援の開始前に医師へ報告してください。また、医師と連携した看護師が評価を行う際、利用者の背景疾患の状況を勘案する必要がある場合等は医師に相談することとします。 |  | 留意事項第2の9(27)⑥ |
|  |  ※　評価結果等の情報の提出については、LIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。【令和３年度末までの経過措置あり】 |  | 留意事項第2の9(27)⑦ |
|  |  ②　①の評価の結果、排せつに介護を要する利用者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該利用者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ※　「排せつに介護を要する利用者」とは、要介護認定調査の際に用いられる「認定調査員テキスト2009改定版（平成30年４月改定）」の方法を用いて、排尿又は排便の状態が、「一部介助」若しくは「全介助」と評価される者又はおむつを使用している者をいいます。 |  | 留意事項第2の9(27)⑧ |
|  | ※　「適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる」とは、特別な支援を行わなかった場合には、当該排尿若しくは排便又はおむつ使用にかかる状態の評価が不変又は低下となることが見込まれるものの、適切な対応を行った場合においては、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善又はおむつ使用ありから使用なしに改善すること、あるいは、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善が見込まれることをいいます。 |  | 留意事項第2の9(27)⑨ |
|  |  ※　支援に先立って、失禁に対する各種ガイドラインを参考にしながら、対象者が排せつに介護を要する要因を多職種が共同して分析し、それに基づいて、「排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画書」を用いて支援計画を作成します。要因分析及び支援計画の作成に関わる職種は、評価を行った医師又は看護師、介護支援専門員及び支援対象の利用者の特性を把握している介護職員を含むものとし、その他、疾患、使用している薬剤、食生活、生活機能の状態に応じ薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士等を適宜加えてください。なお、支援計画に相当する内容を居宅サービス計画内に記載する場合は、その記載をもって支援計画の作成に代えることができるものとしますが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにしてください。 |  | 留意事項第2の9(27)⑩ |
|  |  ※　支援計画の作成にあたっては、要因分析の結果と整合性が取れた計画を、個々の利用者の特性に配慮しながら個別に作成することとし、画一的な支援計画とならないように留意してください。また、支援において利用者の尊厳が十分保持されるように留意してください。 |  | 留意事項第2の9(27)⑪ |
|  |  ※　当該支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、利用者及びその家族に対し、排せつの状態及び今後の見込み、支援の必要性、要因分析並びに支援計画の内容、当該支援は利用者及びその家族がこれらの説明を理解した上で支援の実施を希望する場合に行うものであること、及び支援開始後であってもいつでも利用者及びその家族の希望に応じて支援計画を中断又は中止できることを説明し、利用者及びその家族の理解と希望を確認した上で行ってください。 |  | 留意事項第2の9(27)⑫ |
|  | ③　①の評価に基づき、少なくとも３月に１回、利用者ごとに支援計画を見直していますか。 | はい・いいえ |  |
|  |  ※　支援計画の見直しは、支援計画に実施上の問題（排せつ支援計画の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに実施してください。その際、PDCAの推進及び排せつ支援の質の向上を図る観点から、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用してください。 |  | 留意事項第2の9(27)⑬ |
|  |  ⑵　排せつ支援加算（Ⅱ）　　次のいずれにも適合すること。 |  | 平18厚労告95第71の3号ロ |
|  |  ①　排せつ支援加算（Ⅰ）の①から③までのいずれにも適合していますか。 | はい・いいえ |  |
|  |  ②　次のいずれかに適合していますか。　　ア　排せつ支援加算（Ⅰ）の①の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、利用開始時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと。　　イ　排せつ支援加算（Ⅰ）の①の評価の結果、利用開始時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなったこと。 | いない・いる |  |
|  | 　※　排せつ支援加算（Ⅱ）は、排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たす事業所において、利用開始時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し、かつ、いずれにも悪化がない場合又はおむつ使用ありから使用なしに改善した場合に、算定できることとします。 |  | 留意事項第2の9(27)⑭ |
|  |  ⑶　排せつ支援加算（Ⅲ）　　排せつ支援加算（Ⅰ）の①から③並びに排せつ支援加算（Ⅱ）の②のア及びイに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | はい・いいえ | 平18厚労告95第71の3号ハ |
|  | 　※　排せつ支援加算（Ⅲ）は、排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たす事業所において、利用開始時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がなく、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合に、算定できることとします。 |  | 留意事項第2の9(27)⑮ |
|  |  〔留意事項〕 |  |  |
|  |  ※　排せつ支援加算は、排せつ支援の質の向上を図るため、他職種の共同により、利用者が排せつに介護を要する要因の分析を踏まえた支援計画の作成（Plan）、当該支援計画に基づく排せつ支援の実施（Do）、当該支援内容の評価（Check）とその結果を踏まえた当該支援計画の見直し（Action）といったサイクルの構築を通じて、継続的に排せつ支援の質の管理を行った場合に加算します。 |  | 留意事項第2の9(27)① |
|  |  ※　排せつ支援加算（Ⅰ）は、原則として要介護度３以上の利用者全員を対象として利用者ごとに厚生労働大臣が定める基準に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の要介護度３以上の利用者全員に対して算定できます。（排せつ支援加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定する者を除く。） |  | 留意事項第2の9(27)② |
|  | ※　本加算は、全ての利用者について、必要に応じ適切な介護が提供されていることを前提としつつ、さらに特別な支援を行うことにより、利用開始時と比較して排せつの状態が改善すること評価した者です。したがって、例えば、利用開始時において、利用者が尿意・便意を職員へ訴えることができるにもかかわらず、職員が適時に排せつを介助できるとは限らないことを主たる理由としておむつへの排せつとしていた場合、支援を行って排せつの状態を改善させたとしても加算の対象とはなりません。 |  | 留意事項第2の9(27)③ |
|  | ※　排せつ支援加算（Ⅰ）の①の利用開始時の評価は、排せつ支援加算（Ⅰ）の①から④までの要件に適合しているものとして市長に届け出た日の属する月の及び当該月以降の新規利用者については、当該者の利用開始時に行うこととし、届出の日の属する月の前月において既に利用している物（既利用者）については、介護記録等に基づき、利用開始時における評価を行うこととします。 |  | 留意事項第2の9(27)⑤ |
|  |  ※　他の事業所が提供する排せつ支援に係わるリハビリテーションを併用している利用者に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が当該他の事業所と連携して排せつ支援を行っていない場合は、当該利用者を排せつ支援加算（Ⅱ）または（Ⅲ）の対象に含めることはできません。 |  | 留意事項第2の9(27)⑯ |
| 86科学的介護推進体制加算 | 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、１月につき40単位を所定単位数に加算していますか。* 1. 利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

⑵　必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、⑴の情報その他指定看護小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表8のネ |
|  | ※　科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに上記⑴⑵の要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定することができます。 |  | 留意事項第2の3の2(19)①準用 |
|  | ※　情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととします。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和３年３月１６日老老発０３１６第４号）を参照してください。 |  | 留意事項第2の3の2(19)②準用 |
|  | ※　事業所は、利用者に提供するサービスの質を向上させていくために、計画（Ｐｌａｎ）、実行（Ｄｏ）、評価（Check）、改善（Ａｃｔｉｏｎ）のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められます。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはなりません。　 ア　利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Ｐｌａｎ）。　 イ　サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Ｄｏ）。　 ウ LIFEへの提出情報及びフィーバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）。　 エ　検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の向上に努める（Ａｃｔｉｏｎ）。 |  | 留意事項第2の3の2(19)③準用 |
| 87サービス提供体制強化加算 | 　厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、区分に従い、サービス提供体制強化加算として、１月につき（短期利用居宅介護費を算定する場合は１日につき）、所定単位数を算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表4のナ |
| 加算名 | 同一建物以外 | 同一建物 |  |
| ⑴　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　　　　　 | 750単位 | 25単位 | [ ]  |
| ⑵　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　　　　　　　　　　　　　　　 | 640単位 | 21単位 | [ ]  |
| ⑶　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　　　　　　　　　　　　　　　 | 350単位 | 12単位 | [ ]  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕　 |  |  |
|  | ⑴　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）の基準　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚労告95第57号イ |
|  | ①　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ②　利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ③　次のいずれかに適合していますか。　ア　当該事業所の従業者（保健師、看護師又は准看護師を除く）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。　イ　当該事業所の従業者（保健師、看護師又は准看護師を除く）の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 | はい・いいえ |  |
|  | ④　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。 | いない・いる |  |
|  | ⑵　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）の基準　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚労告95第57号ロ |
|  | ①　当該事業所の従業者（保健師、看護師又は准看護師を除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上ですか。 | はい・いいえ |  |
|  | ②　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）の基準の①、②および④に適合していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑶　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）の基準　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚労告95第57号ハ |
|  |  ①　次のいずれかに適合していますか。　　ア　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者（看護師又は准看護師を除く）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。　　イ　当該事業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。　　ウ　当該事業所の従業者の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | はい・いいえ |  |
|  | ②　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）の基準の①、②および④に適合していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ※　研修について看護小規模多機能型居宅介護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修機関、実施時期等を定めた計画を策定しなければなりません。 |  | 留意事項第2の2（16）①準用 |
|  | ※　会議の開催について「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は看護小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の従業者の全てが参加するものでなければなりなません。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができます。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければなりません。なお、「定期的」とは、おおむね１月に１回以上開催されている必要があります。 |  | 留意事項第2の2（16）②準用 |
|  | ※　会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  | ※　「利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項」とは、少なくとも次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。●　利用者のADLや意欲●　利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望●　家族を含む環境●　前回のサービス提供時の状況●　その他サービス提供に当たって必要な事項 |  |  |
|  | ※　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く。）の平均を用いることとします。ただし、前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前３月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、４月目以降届出が可能となります。なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とします。 |  | 留意事項第2の2（16）④準用 |
|  | ※　この場合の従業者に係る常勤換算にあっては、利用者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間を用いても差し支えありません。 |  | 留意事項第2の5（16）②準用 |
|  | ※　前年度の実績が６月に満たない場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出してください。 |  | 留意事項第2の2（16）⑤準用 |
|  | ※　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいいます。 |  | 留意事項第2の2（16）⑥準用 |
|  | ※　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。 |  | 留意事項第2の2（16）⑦準用 |
| 88介護職員処遇改善加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、次に掲げる区分に従い、令和６年３月３１日までの間（（Ⅳ）及び（Ⅴ）については令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を加算していますか。※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表4のヨ |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の102/1,000 | [ ]  |  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の74/1,000 | [ ]  |  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の41/1,000 | [ ]  |  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） | 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）により算定した単位数の90/100 | [ ]  |  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） | 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）により算定した単位数の80/100 | [ ]  |  |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示95号）第58号 |  |  |
| 「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知） |
| ア　加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している。イ　介護職員処遇改善計画書を作成し、市に届出をしている。　　（計画書には就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類を添付）ウ　その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。エ　キャリアパス要件等について、次に掲げる要件に基づく算定要件に応じて、介護職員処遇改善計画書に記載して届出をしている。〔キャリアパス要件Ⅰ〕「介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（賃金に関するものを含む。）」及び「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等を除く）」を定め、それらを就業規則等の書面で明確にし、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  |
| 〔キャリアパス要件Ⅱ〕職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し、資質向上の目標及びA又はBに掲げる具体的な研修計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。A・・・資質向上のための計画に沿って、研修の機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。B・・・資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 |  |  |
|  | 〔キャリアパス要件Ⅲ〕次の①及び②の全てに適合すること。①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のA～Cのいずれかに該当する仕組みであること。　A・・・経験に応じて昇給する仕組み　　　　「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。　B・・・資格等に応じて昇給する仕組み「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。　C・・・一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み　「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  | 〔職場環境等要件〕届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の以下の内容を全ての介護職員に周知していること。①　入職促進に向けた取組②　資質の向上やキャリアアップに向けた支援③　両立支援・多様な働き方の推進④　腰痛を含む心身の健康管理⑤　生産性向上のための業務改善の取組⑥　やりがい・働きがいの情勢 |  |  |
|  | ＜各加算の算定要件＞加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。加算(Ⅰ)・・・キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。加算(Ⅱ)・・・キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たすこと。加算(Ⅲ)・・・キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。 |  |  |
| 89介護職員等特定処遇改善加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定指定小規模多機能型居宅介護事が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告126別表4のタ |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の15/1000 | [ ]  |  |
|  | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の12/1000 | [ ]  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示95号）第4号の2（略） |  |  |
|  | ※　「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知） |  |  |
|  | ア　加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している。イ　介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、市に届出をしている。　　（計画書には必要に応じて就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類等を添付）ウ　その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。エ　賃金改善以外の要件について、次に掲げる要件に基づく加算の算定要件に応じて、介護職員等特定処遇改善計画書に記載して届出をしている。 |  |  |
|  | 〔介護福祉士の配置等要件〕サービス提供体制強化加算の（Ⅰ）または（Ⅱ）の区分の届出を行っていること。 |  |  |
|  | 〔現行加算要件〕処遇改善加算の（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。※　特定処遇改善加算と同時に処遇改善加算にかかる処遇改善計画書の届出を行い、算定される場合を含みます。 |  |  |
|  | 〔職場環境等要件〕　届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の以下の内容を全ての介護職員に周知していること。※　この処遇改善については、複数の取組を行うこととし、以下の①から⑥の区分ごとに1以上の取組を行うこと.。介護職員処遇改善加算と当該加算において、異なる取組を行うことまでを求めるものではないこと。①　入職促進に向けた取組②　資質の向上やキャリアアップに向けた支援③　両立支援・多様な働き方の推進④　腰痛を含む心身の健康管理⑤　生産性向上のための業務改善の取組⑥　やりがい・働きがいの醸成 |  |  |
|  | 〔見える化要件〕特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。※　具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。なお、当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームぺージを活用する等、外部から見える形で公表すること。※　当該要件については、令和３年度は算定要件とはされません。 |  |  |
|  | ＜各特定加算の算定要件＞特定加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。特定加算（Ⅰ）・・・介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。特定加算（Ⅱ）・・・現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。 |  |  |
| 第７　その他 |
| 90介護サービス情報の公表 | 山梨県（介護サービス情報公表システム）へ基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。 | はい・いいえ | 法第115条の35第1項施行規則第140条の44 |